

【翻訳】オーストリア「連邦憲法」(1)

北 村 貴

翻訳にあたって

本資料は、複数の法源から成るオーストリア憲法典の中核をなす「連邦憲法（Bundes-Verfassungsgesetz）」をドイツ語の原文から翻訳したものである。

連邦憲法の日本語訳として比較的新しいものには、次の二つが存在する。

1. 高田敏（大阪大学 名誉教授）による翻訳

2018年1月1日時点における条文に基づく抄訳で、畠博行・小森田秋夫編『世界の憲法集』（有信堂、2018年）に所収

2. 渡邊瓦（名城大学法学部 教授）による翻訳

2012年1月9日時点における条文に基づく全訳で、国立国会図書館調査及び立法考査局「基本情報シリーズ⑨」（2012年3月）として公表

これらの先行資料が存在する中で、本翻訳の意義は、「最新の条文に基づく全訳」という点に求められる。第一に、「最新性」という点に関して、連邦憲法は改正頻度が非常に高く、1920年の制定以来2025年9月1日までに100回超の憲法改正を経ている。高田抄訳の基準日（2018年1月1日）以降だけでも16回、渡邊全訳の基準日（2012年1月9日）以降では32回の憲法改正が行われており、これらの憲法改正の中には比較憲法学的に特に重要なものも含まれる。第二に、「全訳」という点に関して、連邦憲法は「総論・

「統治機構」に分類される規定が大部分であり、「基本権」に関する規定は僅かであるにもかかわらず、ドイツ語で約46000語という分量である。この分量は、日本国憲法の約10倍程度である。このように規律密度の高さに起因して、連邦憲法は非常に複雑な構造となっている。そのため、抄訳では体系的理解が十分とは言えず、全訳の価値は大きい。

以上を踏まえ、本稿では2025年9月1日現在において下記の連邦首相府のデータベース Rechtsinformationssystem des Bundes (RIS) に掲載されているテキストを原典とし、2号にわたる分冊形式ながら全訳を公刊することとした。

Bundeskanzleramt Website, Bundesrecht konsolidiert: Gesamte Rechtsvorschrift für Bundes-Verfassungsgesetz, Fassung vom 01.05.2025 (<https://www.ris.bka.gv.at/GeltendeFassung.wxe?Abfrage=Bundesnormen&Gesetzesnummer=10000138>)

なお、注に関しては、上記の原典に含まれた Anm. (Anmerkung) は注として訳出した（主に、憲法改正により「項」または「号」が廃止されている場合）。加えて、必要最小限度の訳者による注を訳注と明示した上で記載している（主に、憲法改正により「条」が廃止されている場合。）

また、訳語に関しては、従来の論考で用いてきた表記を見直した箇所が多い。特に、上院である Bundesrat に関しては、従来の「連邦参議院」ではなく「連邦議会」を採用した。今後の研究においても、本訳語を用いる予定である。

連邦憲法

第1章

総則及び欧州連合

A. 総則

第1条

オーストリアは、民主制共和国である。その法は、国民に由来する。

第2条

- (1) オーストリアは、連邦国家である。
- (2) 連邦国家は、自治的な州—ブルゲンラント、ケルンテン、ニーダーエスターイヒ、オーバーエスターイヒ、ザルツブルク、シュタイアーマルク、ティロル、フォアアールベルク及びウィーンから構成される。
- (3) 州の存立の変更又はこの項及び第3条において定められた州の関与の制限は、州の憲法法律による規定も必要とする。

第3条

- (1) 連邦領域は、連邦州の領域を包含する。
- (2) 連邦の国境を変更する条約は、関係する州の同意がある場合に限り、締結することができる。
- (3) 連邦領域の内部の境界変更は、連邦及び関係する州の一致した法律を必要とする。連邦領域の内部の境界補正については、関係する州の一致した法律で足りる。
- (4) 境界補正に係る問題でない場合には、第2項及び第3項の規定に従った

境界変更に係る国民議会の議決は、総議員の半数以上の出席の下での投票総数の3分の2の多数を必要とする。

第4条

- (1) 連邦領域は、統一の通貨領域、経済領域及び関税領域を形成する。
- (2) 連邦領域の内部には、国内関税境界線又は他の通商制限を設けてはならない。

第5条

- (1) 連邦首都及び連邦の最上級機関の所在地は、ウィーンである。
- (2) 非常事態の期間中には、連邦大統領は、連邦政府の申立てにより、連邦の最上級機関の所在地を連邦領域内の他の場所に移転することができる。

第6条

- (1) オーストリア共和国には、統一の国籍が存在する。
- (2) 一の州に主たる住所を有する国民は、当該州の住民であるが、州法律は、当該州に住所を有するが主たる住所を有しない国民も当該州の住民である旨を定めることができる。
- (3) 個人の主たる住所は、当該個人がその住所を生活関係の中心とする明示的又は状況に現れた意思により定住した場所に設定され、この実質的要件が、当該個人の職業的、経済的及び社会的な生活関係を全体的に考慮して複数の住所に該当する場合には、最も密接な関係を有する住所を主たる住所としなければならない。
- (4) 連邦大統領選挙、一般代表機関の議員及び欧州議会議員選挙、自治体議会議員の選挙権を有する者による市長選挙の実施に係る事項、連邦憲法又は州憲法の規定に基づく国民請願、国民投票及び国民諮問に係る事項

並びに自治体議会議員の選挙権を有する者による自治体の独自の活動領域の業務遂行への直接参加に係る事項について、個人的自由の保護に関する連邦憲法法律（1988年連邦官報第684号）にいう逮捕又は拘束の期間中には、逮捕又は拘束前の時点における最後の住所であって逮捕又は拘束場所を除いたもの及び最後の主たる住所で逮捕又は拘束場所を除いたものを逮捕又は拘束されている者の主たる住所としてそれぞれ適用するものとする。

第7条

- (1) 全ての国民は、法の前に平等である。出生、性別、身分、階級及び信仰による特権は、これを認めない。何人も、その障がいのために差別されなければならない。共和国（連邦、州及び自治体）は、日常生活の全ての領域における障がい者及び健常者の平等な取扱いを保障する旨を表明する。
- (2) 連邦、州及び自治体は、男女の実質的平等を表明する。特に実質的に存在する不平等の除去により女性及び男性の事実上の平等を促進するための措置は、認められる。
- (3) 官職名は、当該官職に就いている男性及び女性の性別を表現する形式において使用することができる。称号、学位及び職業名についても同様とする。
- (4) 公務員に対しては、連邦軍の構成員も含め、政治的権利の制限のない行使が保障される。

第8条

- (1) ドイツ語は、言語的少数者に対して連邦法律により認められた権利を侵害することのない、共和国の国語である。
- (2) 共和国（連邦、州及び自治体）は、先住諸民族に表れている共和国の發

展した言語的及び文化的多様性を表明する。当該民族の言語及び文化並びにその存続及び保存は、これを尊重、保護及び促進するものとする。

- (3) オーストリアの手話は、独自の言語として承認される。細則は、法律により定める。

第8a条

- (1) オーストリア共和国の色は、赤－白－赤とする。国旗は、中央を白、上下を赤とする三つの均等な横縞から構成される。
- (2) オーストリア共和国の紋章（国章）は、宙に浮いた、単頭で、黒色で、金色の武装をし、赤い舌を有する鷺により構成され、その胸は、赤色で銀色の桁が横断する盾により覆われている。鷺は、その頭部に三つの突壁をもつ金色の璧冠を頂く。両爪足は、千切れた鉄鎖を繋ぐ。右の爪足には刃が内向きとなっている金色の鎌を、左の爪足には金色の槌を握る。
- (3) 細則、特に色及び紋章の保護並びに国璽に係るものは、連邦法律により定める。

第9条

- (1) 一般的に承認された国際法の規則は、連邦法の構成要素として適用する。
- (2) 法律又は第50条第1項の規定に従って承認された条約により、個別の高権を他国又は国際組織に委譲することができる。同様の方式で、国内における他国又は国際組織の機関の活動及び国外におけるオーストリアの機関の活動について、並びに他国又は国際組織の個別の高権のオーストリアの機関への委譲について定めることができる。その際に、オーストリアの機関を他国若しくは国際組織の指揮権限下に置く旨又は他国若しくは国際組織をオーストリアの機関の指揮権限下に置く旨を併せて定めることができる。

第 9a 条

- (1) オーストリアは、包括的国土防衛を表明する。その任務は、対外的独立並びに連邦領域の不可侵及び統一を、特に永世中立の維持及び擁護のために保持することである。その際には、憲法上の設置機関及びその行動能力並びに住民の民主的自由を外部からの武力攻撃から併せて保護及び擁護するものとする。
- (2) 包括的国土防衛には、軍事的、精神的、市民的及び経済的防衛が含まれる。
- (3) 全ての男性国民は、兵役義務を負う。女性国民は、連邦軍において軍人として役務を果たすことができ、かつ、当該役務を終える権利を有する。
- (4) 兵役義務の履行を良心的理由に基づき拒否し、これを免除される者は、代替役務（文民役務）を果たす義務を負う。

第 10 条

- (1) 次の各号に掲げる事項は、立法及び執行は連邦の権限とする。
 1. 連邦憲法、特に国民議会議員選挙及び連邦憲法に基づく国民請願、国民投票及び国民諮詢・憲法裁判・行政裁判であって州の行政裁判所の組織を除いたもの
 - 1a. 欧州議会議員選挙、欧州市民発案
 2. 外国に対する政治的及び経済的代表を含む対外関係、特に第 16 条第 1 項の規定により州の管轄に属する事項を侵害しない条約の締結・国境の画定・外国との物質の貿易及び家畜の貿易・関税
 3. 連邦領域への入国及び連邦領域からの出国の規制及び監視・考慮に値する理由に基づく滞在権を含む移民制度及び移住制度・旅券制度・滞在禁止・退去命令及び強制送還・難民庇護・犯罪者引渡し
 4. 連邦財政、特に連邦のために独占的又は部分的に徴収される公課・専売制度

5. 通貨制度、信用制度、証券取引所制度及び銀行制度・度量衡制度、規格統一制度及び刻印制度
6. 経済団体制度を含む民法制度であって、外国人に係る土地取引及び開発された土地又は開発が決定された土地の取引に対して行政官庁による制限を課す規制を除いたもの、かつ、法定相続人の範囲に含まれない個人による死亡を原因とする権利取得を含むもの・私立財団制度・刑法制度であって州の自治的活動領域に属する事項に関する行政刑法及び行政刑事手続を除いたもの・司法・犯罪者又は他の危険人物から社会を保護する施設・著作権・出版制度・収用であって州の自治的活動領域に属する事項に該当しないもの・公証人、弁護士及びこれに類する職業に係る事項・民法制度及び刑法制度に係る事項に係る裁判外紛争処理
7. 公共の平穏、秩序及び初動の一般的救助を含む安全の維持であって、地域の治安警察を除いたもの・結社法及び集会法・出生届及び氏名変更を含む個人の身分に係る事項・入国管理当局及び届出制度・武器制度、弾薬制度及び爆発物制度並びに射撃制度
8. 商工業に係る事項・公的代理業及び営利仲介業・不正競争の取締り・独占禁止法・特許制度並びに意匠、商標及びその他の標章の保護・弁理士に係る事項・技師制度及び建築家制度・商工会議所・連邦全域に及ぶ職業代表の組織であって、農林業の領域における組織を除いたもの
9. 鉄道、航空及び航行に係る交通制度であって、第11条の規定に該当しないもの・自動車交通制度・通過交通上の重要性を理由として連邦法律により連邦道路と宣言された市街地道路に係る事項であって、交通警察に係る事項を除いたもの・河川警察及び航行警察であって、第11条の規定に該当しないもの・郵便制度及び通信制度・環境に対する重大な影響が想定される連邦道路及び高速鉄道路線に対

する環境影響評価

10. 鉱業・牧場を含む林業・水利権・増水の安全な排出又は河川航行及び木材流送の目的とする水域の調整及び維持・山地急流制御・水路の建設及び維持・発電設備及び発電所の規格化並びに当該領域における安全措置・送電施設が2以上の州にまたがる高圧線法・ボイラー制度及び原動機制度・測量制度
11. 労働法のうち、第11条の規定に該当する領域を除いたものであって、農林業の領域の事業協同組合及び経済協同組合により運営される製材所、樹脂加工所、製粉所及び酪農施設における労働者の権利並びに労働者保護及び被雇用者保護を含むもの、ただし、連邦法律により定められた数の労働者が恒常的に雇用され、商工業事業所の労働者に適用される既存の法規が適用される事業所における労働者を除いたもの・社会保険制度及び契約保険制度・介護補助費制度・社会損失補償法・若年者に対する職業訓練義務・労働者及び被雇用者会議所であって、農林業の領域における会議所を除いたもの、ただし、農林業の事業協同組合及び経済協同組合により運営されている製材所、樹脂加工所、製粉所及び酪農施設のうち、連邦法律により定められた数の労働者が恒常的に雇用されている事業所を含むもの
12. 保健衛生であって、遺体処置制度及び埋葬制度並びに自治体の救急隊及び救助制度を除いたもの、ただし、医療施設及び介護施設並びに療養地及び自然的治療については衛生上の監督のみ・環境基準値の超過による環境に対する危険な負荷を防止するための措置・大気汚染防止であって暖房装置に対する州の権限を害しないもの・危険な廃棄物の処理及び統一の規定を定める必要がある場合に限り、他の廃棄物に係る廃棄物処理・獣医師制度・食品検査を含む食糧制度・種子、植物、飼料、肥料、植物保護剤及び植物保護器具の商取引の

規制であって、許可並びに種子及び植物の認可も含むもの

- 12a. 大学制度及び高等教育制度並びに当該事項に関する学生寮に係る教育制度
13. 学術的及び専門技術的な公文書館業務及び図書館業務・芸術及び学術に関する連邦の収集及び施設に係る事項・連邦の劇場に係る事項であって建築業務を除いたもの・記念物保護・礼拝に係る事項・国勢調査及び州が独自に統計を行う権利を維持とした上でのその他の統計であって一の州のみの利益に資するものでないもの・個人情報の保護に係る一般的な事項・財團制度及び基金制度であって、その目的が一の州の利益を越え、これまで州により自主的に管理されてこなかったもの
14. 連邦警察の組織及び指揮・他の警備団の設置及び組織の規制であって、自治体警備団を除いたもの・警備団の武装の規制及び武器使用の権利の規制
15. 軍事的事項・文民役務に係る事項・戦争損害に係る事項・戦没者墓地の管理・戦争を契機として、又はその結果として、経済の統一的運営を確保するために必要と認められる措置、特に住民への生活必需品の供給を確保するための措置
16. 連邦官庁及び他の連邦部局の設置・連邦職員の勤務法及び職員代表法
17. 人口政策

(注：第18号は2012年連邦官報第I部第12号により廃止)

- (2) 農業の単独相続権に関する連邦法律及び前項第10号の規定により制定される連邦法律において、具体的に示された個別の規定についての施行規定を定める権限を州の立法に委任することができる。当該州法律について、第15条第6項の規定を準用するものとする。この場合に制定される施行法律の執行は連邦の権限に属するが、州法律の施行規定に関連

する執行命令は、当該州政府との事前の合意を必要とする。

- (3) 連邦が第16条の規定にいう実施措置を必要とする条約又は州の自治的活動領域にその他の形で影響を及ぼす条約を締結する場合には、事前に州に対して意見表明の機会を与えなければならない。連邦に対して州の統一的な意見が表明された場合には、連邦は条約の締結に際して当該意見に拘束される。連邦は、やむを得ない外交上の理由がある場合に限り、当該意見に拘束されないが、その理由を州に対して速やかに通知しなければならない。

(注：第4項から第6項までは1994年連邦官報第1013号により廃止)

第11条

- (1) 次の各号に掲げる事項は、立法は連邦の権限とし、執行は州の権限とする。
1. 国籍
 2. 職業代表の制度のうち、第10条の規定に該当するものを除いたものであって、農林業の領域並びに登山制度及びスキー指導制度及び州の自治的活動領域に属するスポーツ教育制度の領域における職業代表を除いたもの
 3. 公営住宅制度であって、住居建設の促進、住宅改装の促進及び低未利用を回避するための公課の賦課を除いたもの
 4. 交通警察
 5. 衛生
 6. 航行免許、航行施設及び当該施設に対する強制権に係る内水面航行であって、ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水域の境界に関係しないもの・内水面における河川警察及び航行警察であって、ドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水域の境界に関係しないもの

7. 環境影響評価であって、環境に対する重大な影響が想定される事業に係るもの・統一の規定を定める必要があると認められる場合における当該事業の認可
 8. 他の立法上の規定により連邦の権限とされていない限りにおける動物保護であって、狩猟及び漁業の実施を除いたもの
 9. 労働者の権利並びに労働者保護及び被雇用者保護であって、農林業の領域の労働者及び被雇用者に係るもの
- (2) 統一の規定を定める必要があると認められる場合には、行政手続、行政刑法の一般規定、行政刑事手続及び行政執行は、立法が州の権限とされる事項についても連邦法律により定められ、これと異なる規定は、行政の個別の領域について定める連邦法律又は州法律において、当該事項の規定のために必要である場合に限り、定めることができる。
- (3) 第1項及び第2項の規定により制定された連邦法律の執行命令は、当該法律に別段の定めがない限り、連邦により定めるものとする。執行命令の公布の方式は、第1項第4号及び第6号に規定する事項について州が執行命令を制定する権限を連邦法律により委任される場合であっても、連邦法律により定めることができる。
- (4) 第2項の規定に従って制定された法律及びこれに基づき定められた執行命令の運用は、当該手続の対象となる事項が連邦の執行事項に属するか州の執行事項に属するかに応じて、連邦又は州のいずれかの権限に属する。
- (5) 統一の規定を定める必要があると認められる場合には、大気汚染物質の統一の排出基準を連邦法律により定めることができる。当該基準を行政の個別の領域について定める連邦及び州の規定において上回ってはならない。
- (6) 統一の規定を定める必要があると認められる場合には、さらに、連邦法律により定めるべき事業計画への住民参加手続、住民参加手続に続く行

政手続への参加及び当該事業計画に必要な認可を付与する際における住民参加手続の結果の考慮並びに第 10 条第 1 項第 9 号に掲げる事業計画の認可について連邦法律により定める。当該規定の執行については、第 4 項の規定を適用する。

- (7) 第 1 項第 7 号及び第 8 号に掲げる事項について、次の各号に掲げる州政府に対する権限は、連邦政府及び各連邦大臣に属する。
1. 連邦機関を通じて州官庁の公文書を閲覧する権限
 2. 連邦により制定された法律及び命令の執行に係る報告書の送付を要求する権限
 3. 連邦による法律及び命令の制定の準備のために必要な執行に係る全ての情報を要求する権限
 4. 他の権限の行使に必要である場合に限り、特定の事案における情報及び公文書の提出を要求する権限

第 12 条

- (1) 次の各号に掲げる事項は、基本原則に関する立法は連邦の権限とし、施行法律の制定及び執行は州の権限とする。
1. 貧困救済制度・医療施設及び看護施設
 2. 電力制度であって、第 10 条の規定に該当しないもの
- (2) 基本原則を定める連邦法律及び連邦法律において基本原則を定める規定は、その旨を明示するものとする。

第 13 条

- (1) 公課制度の領域における連邦及び州の権限は、独自の連邦憲法法律（財政憲法法律）により定める。
- (2) 連邦、州及び自治体は、その財政運営において、経済全体の均衡の確保及び持続可能な予算を目標としなければならない。連邦、州及び自治体

は、当該目標を考慮してその財政運営において協調しなければならない。

- (3) 連邦、州及び自治体は、財政運営において、男女の実質的平等を目指さなければならない。

第14条

- (1) 学校制度の領域並びに生徒寮に係る事項に関する教育制度の領域における立法及び執行は、以下の項において別段の定めがない限り、連邦の権限とする。本条にいう学校制度及び教育制度には、第14a条に規定する事項は含まれない。
- (2) 公立の義務教育学校の教員の勤務法及び職員代表法に係る事項は、第4項a号において別段の定めがない限り、立法は連邦の権限とし、執行は州の権限とする。当該連邦法律において、具体的に示された個別の規定についての施行規定を定める権限を州の立法に委任することができ、この場合においては、第15条第6項の規定を準用する。当該連邦法律の執行命令は、当該法律に別段の定めがない限り、連邦により定めるものとする。
- (3) 次の各号に掲げる事項は、基本原則に関する立法は連邦の権限とし、施行法律の制定及び執行は州の権限とする。
- 公立の義務教育学校の外形的組織（構成、組織形態、設置、維持、廃止、学区、学級の生徒数及び授業時間）
 - 生徒寮の外形的組織であって、専ら又は主として義務教育学校の生徒のために定められるもの
 - 州、自治体又は自治体連合により任用される学童保育施設及び生徒寮における幼稚園教諭及び教育指導員の専門に係る任用条件であって、専ら又は主として義務教育学校の生徒のために定められるもの
- (4) 次の各号に掲げる事項は、立法及び執行は州の権限とする。
- 第2項の規定に従って制定された法律に基づく公立の義務教育学校

の教員に対する勤務管理権の行使に係る官庁の権限

b) 幼稚園制度及び学童保育制度

(5) 第2項から第4項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、立法及び執行は連邦の権限とする。

- a) 公立の学校において、教育課程において予定された実習を目的のために附属する公立の実習学校、実習幼稚園、実習学童保育施設及び実習生徒寮
- b) 公立の生徒寮であって、専ら又は主としてa号に掲げる実習学校の生徒のために定められるもの
- c) a号及びb号に掲げる公的施設のための教員、教育指導員及び幼稚園教諭の勤務法及び職員代表法

(5a) 民主主義、人道、連帶、平和及び正義並びに人々に対する開放及び寛容が学校の基本的価値であり、当該価値に基づき学校は、全ての住民に対して、出自、社会的地位及び経済的背景にかかわらず、その最良の質を不斷に確保しつつ、さらに発展させながら、可能な限り高度な教育水準を確保する。生徒、保護者及び教師による連携協力により、子ども及び青少年が、健康で、自信に満ち、幸福で、向上心があり、責任感があり、芸術的及び創造的で、社会的、宗教的及び道徳的価値を志向して、自己、他者、環境及び次世代に対する責任を担うことができる人間となるための可能な限りの精神的、心理的及び身体的発達を実現するものとする。全ての青少年は、その発達及び教育課程に応じて、独立した判断力及び社会的理解力を有し、他者の政治的、宗教的及び世界観的な思想に対して開かれた姿勢をとり、並びにオーストリア、欧州及び世界の文化生活及び経済生活に関わり、自由及び平和を愛しながら人類共通の任務に関与することができるようになるものとする。

(6) 学校は、生徒が共同で包括的かつ確定的な教育課程に基づく授業を受け、一般的又は一般的及び職業的な知識及び技能の教授に関する連して包括的な

教育目標を追求する施設である。公立学校は、法定の学校設置者により設置及び維持される学校をいう。学校の設置、維持及び廃止に関する立法及び執行が連邦の権限である限り、法定の学校設置者は連邦である。学校の設置、維持及び廃止に関する立法又は施行法律の制定及び執行が州の権限である限り、法定の学校設置者は、州又は州法律の定めるところにより自治体若しくは自治体連合とする。公立学校は、出生、性別、人種、身分、階級、言語及び信仰の区別なく、法律により定める他の要件の枠組みの下で一般的に入学が認められる。同様の規定は、幼稚園、学童保育施設及び生徒寮について準用する。

- (6a) 立法は、体系的な学校制度を規定しなければならず、少なくとも教育内容に応じて一般教育学校及び職業教育学校に区分され、また、教育水準に応じて初等教育部門及び中等教育部門に区分され、この場合においては、中等教育部門に更なる適切な区分が設けられるものとする。
- (7) 公立ではない学校は、私立学校とし、当該学校には法律の定めるところにより公的権限を付与するものとする。
- (7a) 義務教育は少なくとも9年間とし、職業学校の義務教育も存在する。
- (8) 連邦は、第2項及び第3項の規定により州の執行に属する事項について、当該条項に基づき制定された法律及び命令の遵守に関する情報を得る権限を有し、当該目的のために調査機関を学校及び生徒寮に派遣することができる。不備が認められた場合には、州知事に対して指示（第20条第1項）により、適切な期限内に当該不備の是正を命ずることができる。州知事は、法律の定めるところにより不備の是正に努めなければならず、州の自動的活動領域に係る機関としての立場において用いることができる手段をも活用して当該指示の履行を確保する義務を負う。
- (9) 教員、教育指導員及び幼稚園教諭の勤務法の領域において、連邦、州、自治体及び自治体連合に対する勤務関係に関する立法及び執行の権限配分については、前項までの条項において別段の定めがない限り、第10

条及び第 21 条の規定の関連する一般的な準則を適用する。同様の規定は、教員、教育指導員及び幼稚園教諭の職員代表法についても適用する。

(10) 授業料の無償化及び学校と教会（宗教団体）との関係であって学校における宗教教育を含むものに係る事項については、総合大学及び高等教育機関に係る事項に該当しない限り、連邦法律は、国民議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の 3 分の 2 の多数によってのみ議決することができる。同様の規定は、第 6a 項に規定する基本原則に逸脱する場合及び第 50 条において規定された種類の条約で上記の事項について締結されたものの承認についても適用する。

（注：第 11 項は連邦憲法法律（1975 年連邦官報第 316 号）第 I 条第 2 号により廃止）

第 14a 条

- (1) 農林業学校制度の領域及び農林業教育制度の領域において、生徒寮に係る事項並びに本条の規定に該当する学校及び生徒寮における教員及び教育指導員の勤務法及び職員代表法に係る事項については、以下の項において別段の定めがない限り、立法及び執行は州の権限とする。
- (2) 次の各号に掲げる事項は、立法及び執行は連邦の権限とする。
 - a) 農林業の高等教育施設並びに農林業学校における教員の養成及び研修のための施設
 - b) 林業従事者の養成のための専門学校
 - c) 公立の農林業専門学校であって、教育課程において予定された実習を保障するために a 号及び b 号に掲げる公立学校又は連邦の農林業実験施設と組織的に結合されたもの
 - d) 生徒寮であって、専ら又は主として a 号から c 号までに掲げる学校の生徒のために定められたもの
 - e) a 号から d 号までに掲げる施設における教員及び教育指導員の勤務

法及び職員代表法

- f) 宗派農林業学校の人物費に対する補助金
- g) 連邦の農林業実験施設であって、教育課程において予定された実習を保障するために連邦により設置された農林業学校と組織的に結合されたもの

(3) 次の各号に掲げる事項は、第2項に掲げる事項に該当しない限り、立法は連邦の権限とし、執行は州の権限とする。

- a) 宗教教育
- b) 公立の農林業職業学校及び専門学校における教員並びに専ら又は主として当該学校の生徒のために定められた公立の生徒寮における教育指導員の勤務法及び職員代表法であって、これらの教員及び教育指導員に対する勤務管理権を行使するための官庁の権限に係る事項を除いたもの

b号の規定に従って制定された連邦法律の規定に基づき、具体的に示された個別の規定についての施行規定を定める権限を州の立法に委任することができ、この場合においては、第15条第6項の規定を準用する。当該連邦法律の執行命令は、当該法律に別段の定めがない限り、連邦により制定されるものとする。

(4) 次の各号に掲げる事項は、基本原則に関する立法は連邦の権限とし、施行法律の制定及び執行は州の権限とする。

- a) 農林業職業学校に係る事項であって、教育目標及び必修科目の策定及び授業の無償提供に係るもの並びに義務教育及び一の州の学校から他の州の学校への転校に係るもの
- b) 農林業専門学校に係る事項であって、入学要件、教育目標、組織形態、授業範囲及び必修科目、授業の無償提供並びに一の州の学校から他の州の学校への転校に係るもの
- c) 第2項b号の規定に該当する学校を除く私立の農林業職業学校及

び専門学校の公的権限に係る事項

- d) 第1項に掲げる事項について州の執行に関与する諮問機関の組織及び職務範囲に係る事項
- (5) 第2項c号及びg号に掲げる農林業専門学校及び実験施設の設置は、当該専門学校又は実験施設が所在することとなる州の州政府がその設置に同意した場合に限り、認められる。当該同意は、教育課程において予定された実習を保障するために農林業学校における教員の養成及び研修のための施設と組織的に結合される農林業専門学校の設置である場合には、必要とされない。
- (6) 連邦は、第3項及び第4項の規定により州の執行に属する事項について、連邦が制定した規定の遵守を監督する権限を有する。
- (7) 第14条第5a項、第6項、第6a項、第7項、第7a項及び第9項の規定は、第1項第1文に掲げる領域について準用する。
- (8) 第14条第10項の規定は、これを準用する。

第14b条

- (1) 公共調達制度に係る事項に関する立法は、第3項の規定に該当しない限り、連邦の権限とする。
- (2) 第1項に規定する事項に関する執行は、次の各号に掲げるとおりとする。
 1. 次に掲げる執行は、連邦の権限である。
 - a) 連邦による調達の発注
 - b) 第126b条第1項の規定にいう財団、基金及び施設による調達の発注
 - c) 第126b条第2項の規定にいう事業体による調達の発注であって、資本参加又は他の財政的措置その他の経済的又は組織的措置により及ぼされる連邦の影響が少なくとも州の資本参加又は影響と同等以上であるもの

- d) 連邦法律により設置された自治行政団体による調達の発注
 - e) a から d まで及び第2号 a から d までに掲げるものを除く法主体による調達の発注であって、次に掲げるものの一に該当するもの
 - aa) 連邦により資金提供を受ける法主体であって、連邦による資金提供の割合が少なくとも州と同等以上であるもの
 - bb) その運営について連邦の監督下に置かれる法主体であって、aa 又は第2号の e の aa に該当するものを除いたものの
 - cc) その管理機関、運営機関及び監督機関の構成員が連邦により任命された法主体であって、連邦が任命した構成員の数が少なくとも州と同等以上であるもの、かつ、当該調達の発注が aa 若しくは bb 又は第2号の e の aa 若しくは bb に該当するものを除いたもの
 - f) 連邦及び州による共同の調達の発注であって、予定価格の総額に占める連邦の割合が少なくとも同等以上であるもの
 - g) a から f まで及び第2号に掲げるものを除く法主体による調達の発注
2. 次に掲げる執行は、州の権限である。
- a) 州、自治体及び自治体連合による調達の発注
 - b) 第127条第1項並びに第127a条第1項及び第8項の規定にいう財団、基金及び施設による調達の発注
 - c) 第126b条第2項の規定にいう事業体による調達の発注であって、第1号 c に該当しないもの、並びに第127条第3項並びに第127a条第3項及び第8項の規定にいう事業体による調達の発注
 - d) 州法律により設置された自治行政団体による調達の発注

- e) 第1号のaからdまで及び本号のaからdまでに掲げるものを除く法主体による調達の発注であって、次に掲げるものの一に該当するもの
 - aa) 州単独又は連邦若しくは他の州と共同で資金提供を受ける法主体であって、当該調達の発注が第1号のeのaaに該当しないもの
 - bb) その運営について州の監督下に置かれる法主体であって、当該調達の発注が第1号のeのaa若しくはbb又は本号のaaに該当しないもの
 - cc) その管理機関、運営機関及び監督機関の構成員が州により任命された法主体であって、当該調達の発注が第1号eのaaからccまで又は本号のaa若しくはbbに該当しないもの
- f) 連邦及び州による共同の調達の発注であって、第1号fに該当しないもの、並びに複数の州による共同の調達の発注

自治体は、その住民数にかかわりなく、第1号のb及びc並びに第2号のb及びcに規定にいう法主体として会計検査院の管轄に服する。第1号のb、c、e及びfの範囲においては、第1号にいう発注者は連邦に属し、第2号にいう発注者は当該州に属する。第2号のc、e又はfの規定により複数の州が参加する場合には、執行の管轄は、まず第1号の当該規定により連邦の執行権限と州の執行権限の区別のための基準となる指標又は基準となると想定される指標の優位性、次いで発注者の所在地、発注者の事業活動の重点、発注部門の所在地（主たる住所）という順序に従って決定されるが、この指針により管轄を決定することができない場合には、調達手続を開始した時点において連邦議会議長に指定されている州又は直近に指定されていた州の管轄となる。

- (3) 第2項第2号にいう発注者により発注された調達の枠組みの下での事後

調査に関する立法及び執行は、州の権限とする。

- (4) 連邦は、州に対して第1項に掲げる事項に関する法律案の作成に関与する機会を与えなければならない。第1項の規定により制定された連邦法律であって、執行が州の権限に属する事項を定めるものは、州の同意がある場合に限り、公布することができる。
- (5) 第1項の規定により制定された連邦法律の執行命令は、当該法律に別段の定めがない限り、連邦により定めるものとする。第4項及び第42a条の規定は、当該執行命令について準用するものとする。

(注：第6項は2012年連邦官報第51号により廃止)

第15条

- (1) ある事項が連邦憲法により明示的に連邦の立法又は執行に移管されていない限り、当該事項は州の自治的活動領域に留保される。
- (2) 地域の治安警察に係る事項、すなわち、専ら又は主として自治体において具現化された地域共同体の利益に係り、かつ、共同体による地域内部における処理に適合する治安警察の一部、例えば、公序良俗の維持及び不適切に生じた騒音の防止について、連邦は、自治体による当該事項の執行を監督する権限及び不備が認められた場合における州知事に対する指示（第103条）により是正する権限を有する。当該目的のために、連邦の検査機関を自治体に派遣することができるが、その場合には個別の事例ごとに州知事に対して報告するものとする。
- (3) 劇場制度及び映画館制度並びに公衆展示、上演及び娯楽に係る事項に関する州法律の規定は、州警察局が同時に第一審の公安官庁でもある自治体の領域においては、州警察局に対して、少なくとも事業運営上、建築警察上及び消防警察上の考慮が及ばない範囲における催事の監督及び許可の付与に関する第一審において関与する権限を委任しなければならない。

- (4) 交通警察に係る事項であって地域の交通警察（第 118 条第 3 項第 4 号）を除いたもの並びに内水面における河川警察及び航行警察に係る事項であってドナウ川、ボーデン湖、ノイジードラー湖及びその他の国境水域の国境区間を除いたものについて、州警察局が同時に第一審の公安官庁でもある自治体の領域において州警察局に対して執行が委任される範囲は、連邦及び当該州の一致した法律により定めるものとする。
- (注(5)) 地域の空間計画（第 118 条第 3 項第 9 号）に係る事項について、州は、公共の利益の追求のために統治行為の前提としての民法上の契約の成立についてその立法の範囲内において定める権限を有する。
- (6) 連邦に基本原則に関する立法のみが留保されている場合には、連邦法律により定められた枠組みの下での詳細の施行は、州の立法が所掌する。連邦法律は、施行法律の制定のための期限を定めることができるが、当該期限は、連邦議会の同意がない限り 6 ヶ月未満であってはならず、また 1 年を越えてはならない。当該期限が州により遵守されなかった場合には、当該州において施行法律を制定する権限は連邦に移行する。州が施行法律を制定した時点において、連邦の施行法律は失効する。連邦が基本原則を定めていない場合には、州の立法により当該事項について自由に定めることができる。連邦が基本原則を定めた場合には、州法律による規定は、連邦法律により定められる期限内に基本原則法律に適合させるものとする。
- (7) 連邦の法令情報システムの枠組みの下で、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
1. 州官報において公表された法規の公布
 2. 州の執行領域において設置された機関、自治体及び自治体連合の法規の公布並びに他の公告の実施
- (8) 第 11 条及び第 12 条の規定により連邦法律に留保される事項について、連邦は、自らが制定した規定の遵守を監督する権限を有する。

- (9) 州は、その立法の範囲内において、対象事項を定めるために必要な規定を刑法及び民法の領域においても定める権限を有する。
- (10) 州法律であって、一般的な国家行政を行う官庁の既存の組織を変更し又は新たに定めるものは、独自の憲章を有する都市（第116条第3項）の官庁を含む管轄区域を越えた郡行政官庁の協力、特に官庁の権限の委譲についても定めることができる。
- (11) 行政郡の管轄区域は、州政府の命令により定めるものとする。

第15a条

- (1) 連邦及び州は、それぞれの活動領域に属する事項に関する協定を締結することができる。連邦の名における当該協定の締結は、その対象に応じて、連邦政府又は連邦大臣が所掌する。連邦法律を制定する機関をも拘束することになる協定は、連邦政府のみが国民議会の承認を得て締結することができるが、この場合においては、第50条第3項の規定を当該国民議会の決定について準用するものとし、当該協定は連邦官報において公布されるものとする。
- (2) 州間相互の協定は、州の自治的活動領域に属する事項についてのみ締結することができ、当該協定の締結は連邦政府に対して速やかに報告するものとする。
- (3) 国際条約の基本原則は、第1項の規定にいう協定にも適用するものとする。同様の規定は、関係する州の一致した憲法法律による別段の定めがない限り、第2項の規定についても適用する。

第16条

- (1) 州は、その自治的活動領域に属する事項について、オーストリアに隣接する国家又はその州邦と条約を締結することができる。
- (2) 州知事は、当該条約の交渉を開始する前に連邦政府に対して報告しなけ

ればならない。当該条約の締結前に、州知事は連邦政府の同意を得るものとする。同意の要求が連邦首相府に到達した日から 8 週間以内に、連邦政府が州知事に対して同意を拒否する旨を通知しなかった場合には、同意が得られたものとみなされる。条約の交渉の開始及び締結の授権は、州政府の提案に基づき、州知事の副署をもって、連邦大統領が所掌する。

- (3) 連邦政府による要求があった場合には、第 1 項の規定による条約は州により終了されるものとする。州が当該義務を適時に履行しない場合には、当該権限は連邦に移行する。
- (4) 州は、その自治的活動領域において条約の実施に必要な措置を講ずる義務を負い、州が当該義務を適時に履行しない場合には、当該措置を講ずる権限、特に必要な法律を制定する権限は連邦に移行する。本項の規定に従って連邦により講じられた措置、特に当該場合において制定された法律又は命令は、州が必要な措置を講じた時点において失効する。
- (5) 連邦は、同様に、条約の実施に際して州の自治的活動領域に属する事項についても監督権を有する。これについては、州に対して間接連邦行政（第 102 条）に係る事項に関する場合と同様の州に対する権限が連邦に属する。

(注：第 6 項は 1994 年連邦官報第 1013 号により廃止)

第 17 条

立法及び執行に関する第 10 条から第 15 条までの規定は、私権の主体としての連邦及び州の地位にいかなる影響をも及ぼさない。

第 18 条

- (1) 全ての国家行政は、法律に基づいてのみ行われなければならない。
- (2) 全ての行政官庁は、法律に基づきその活動領域の範囲内において命令を制定することができる。

- (3) 一般公衆に対する明白かつ償うことができない損害を防止するために、憲法上は国民議会の議決を必要とする措置を即時に講ずることが必要となる場合であって、国民議会が会期外のとき、適時に会議を開くことができないとき又は不可抗力によりその活動が妨げられているときには、連邦大統領は、連邦政府の提案に基づき、自ら及び連邦政府の責任の下で、暫定的に法律を改正する命令により当該措置を講ずることができる。連邦政府は、国民議会の中央委員会により設置される常設小委員会（第55条第3項）との合意の上で、当該提案を行わなければならない。当該命令は、連邦政府の副署を必要とする。
- (4) 第3項の規定により制定された全ての命令は、連邦政府により国民議会に対して速やかに提出されるものとし、国民議会がこの時点において会期外である場合には連邦大統領はこれを召集しなければならず、会期中の場合には国民議會議長は提出から8日以内に会議を開催しなければならない。提出から4週間以内に、国民議会は当該命令に代わりこれに相当する連邦法律を議決するか又は議決により連邦政府に対して当該命令を直ちに失効させることを要求しなければならない。後者の場合には、連邦政府は当該要求に対して直ちに対応しなければならない。国民議会の適時の議決を目的として、議長は、提出から遅くとも4週間の期限の前日までに表決のために提出しなければならず、細則は国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。前記の規定による命令が連邦政府により廃止された場合には、当該廃止の日をもって、命令により廃止された連邦法律の規定が再び効力を生ずる。
- (5) 第3項において定められた命令は、連邦憲法法律の規定の変更を意味してはならず、恒常的な連邦の財政負担、州又は自治体の財政負担、国民への財政的義務、連邦資産の処分、第10条第1項第11号に規定された事項に係る措置及び団結権又は借家人保護の領域に属する事項に係る措置を対象としてはならない。

第 19 条

- (1) 執行の最上級機関は、連邦大統領、連邦大臣及び国務次官並びに州政府の閣僚である。
- (2) 連邦法律により、第 1 項に規定する機関及びその他の公的職務に従事する者の私的経済における活動の許容性を制限することができる。

第 20 条

- (1) 連邦及び州の最上級機関の指揮の下で、法律の規定により、期間を定めて選出された機関、任命された常勤職業機関又は契約により委任された機関が行政を遂行する。当該機関は、その職務について上級機関に対して責任を負い、第 2 項の規定に従った法律に別段の定めがない限り、その指示に拘束される。下級機関は、指示が管轄権を有しない機関により発せられた場合又はその履行が刑事法規に違反する場合には、当該指示の履行を拒否することができる。
- (2) 法律により、次の各号に掲げる目的のために、上級機関の指示に対する下級機関の拘束を解除することができる。
 1. 専門的知見に基づく審査
 2. 行政の法律適合性の統制
 3. 仲裁任務、調停任務及び利益団体の任務
 4. 競争の確保及び経済監督の実施
 5. 電子メディアの監督及び規制並びにメディアの助成
 6. 勤務法及び懲戒法による個別の事項の実施
 7. 選挙の実施及び管理
 8. 欧州連合法の定めるところにより必要とされる限度におけるその他の事項

州憲法法律により、指示に拘束されない機関の更なる類型を創設することができる。法律により、指示に拘束されない機関の任務に応じた最上

級機関の監督権、少なくとも指示に拘束されない機関の執務に関する全ての事項に関する報告を受ける権利、並びに、第2号、第5号及び第8号の規定に従った機関を対象とするものでない限りにおいて指示に拘束されない機関を正当な理由に基づき解任する権利を定めるものとする。

(注：第3項から第5項までは2024年連邦官報第I部第5号により廃止)

第21条

- (1) 州、自治体及び自治体連合職員の勤務契約法を含む勤務法並びに職員代表法に係る事項に関する立法及び執行は、本条第2項、第14条第2項、第3項c号及び第5項c号並びに第14a条第2項e号及び第3項b号において別段の定めがない限り、州が所掌する。契約に基づく勤務関係から生じた紛争については、通常裁判所がこれを裁判する。
- (2) 職員（第1項）の雇用関係の保護及び州職員の職員代表に係る事項に関する立法及び執行は、職員が事業所において職務に従事していない限りにおいて州が所掌する。第1文の規定により州の管轄に属しない場合には、該当する事項は連邦の管轄に属する。
- (3) この連邦憲法に別段の定めがない限り、連邦職員に対する勤務管理権は、連邦の最上級機関により行使される。州職員に対する勤務管理権は、州の最上級機関により行使されるが、この連邦憲法が連邦職員について例外を認めている場合に限り、州憲法法律により、州職員に対する勤務管理権が同様の機関により行使される旨を定めることができる。
- (4) 公務員には、連邦、州、自治体及び自治体連合における相互転任の可能性が常に保障される。連邦、州、自治体又は自治体連合のいずれにおいて勤務されたかにより勤務時間の算入が別異取扱いを受ける旨を定める法律の規定は、これを認めない。連邦、州及び自治体における勤務法、職員代表法及び雇用関係の保護の均衡ある発展を可能にするために、連邦及び州は、当該事項に関する計画について相互に情報提供を行わなければ

ればならない。

- (5) 法律により、次の各号に掲げる事項を定めることができる。
 1. 特定の指導的職務の遂行のため、又は職務の性質により必要となる場合において、公務員が有期で任命されること。
 2. 任期満了後、又は法律による官庁の組織又は勤務法上の区分の変更があった場合には、任命を要しないこと。
 3. 第 66 条第 1 項の規定に従って任命権が委譲されている場合で、異動又は職務内容の変更があったときには、任命を要しないこと。
- (6) 第 5 項の規定に該当する場合には、同等の職務への任用請求権は、これを認めない。

第 22 条

連邦、州、自治体及び自治体連合並びにその他の自治行政団体は、全て、それぞれの法律により定められた活動領域の枠組みの下で、相互援助を行う義務を負う。

第 22a 条

- (1) 連邦行政又は州行政の事務の処理を担当する機関、通常裁判権の機関、行政裁判所、最高行政裁判所及び憲法裁判所は、一般的利益に係る情報が第 2 項の規定に従って機密とされない限りにおいて、当該情報を一般の者が利用可能な方法により公開しなければならない。住民数が 5,000 人未満の自治体は公開義務を負わないが、この規定の定めるところにより、情報を公開することができる。
- (2) 何人も、連邦行政又は州行政の事務の処理を担当する機関に対して、情報提供を受ける権利を有する。当該規定は、やむを得ない統合政策及び外交政策上の理由がある場合、国家の安全、包括的国土防衛若しくは公共の秩序及び安全の維持の利益のために必要となる場合、意思決定の準

備のために必要となる場合、地域団体若しくはその他の自治行政団体に対する重大な経済的若しくは財政的損害を回避するために必要となる場合又は第三者の優越的かつ正当な利益を保護するために必要となる場合には、法律に別段の定めがない限り、これを適用しない。その他の自治行政団体（第120a条）は、独自の活動領域に係る事項に関しては、その構成員に対してのみ情報提供の義務を負う。

- (3) 何人も、次の各号に掲げる場合に限り、会計検査院又は州会計検査院の検査に服するその他の財団、基金及び施設及び企業に対して、情報提供を受ける権利を有する。

1. 連邦、州若しくは自治体が単独で又は会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で、企業に対して基本資本金、基礎資本金又は自己資本金の少なくとも 100 分の 50 を出資している場合
2. 連邦、州若しくは自治体が単独で又は会計検査院の管轄に服する他の法主体と共同で、財政的措置その他の経済的措置又は組織的措置により企業を実質的に支配している場合
3. 第1号又は第2号が規定する要件を満たす、支配構造におけるあらゆる下位階層の企業である場合

当該規定は、第2項の規定を準用して情報の機密保持が必要となる場合、財団、基金、施設又は企業の競争力の阻害を防止するために必要となる場合、又は、同等の情報提供が保障されており、かつ、法律に別段の定めがある場合には、これを適用しない。

- (4) 詳細な規定は、次の各号に掲げるとおり定められるものとする。

1. 統一の規定を定める必要があると認められる場合には、立法が州の権限とされる事項についても連邦法律により定めるものとする。
2. 当該情報に係る執行が連邦の権限又は州の権限のいずれになるかに応じ、連邦又は州の権限とする。

連邦は、第1号の規定に従った法律案の作成に関する機会を与えない

ればならない。当該連邦法律は、州の同意がある場合に限り、公布することができる。これと異なる規定は、個別の領域について定める連邦法律又は州法律において、当該事項の規定のために必要である場合に限り、定めることができる。

第 23 条

- (1) 連邦、州、自治体並びにその他の公法上の団体及び施設は、その機関として行動した者が、法律の執行に際し、故意又は過失による違法な行為により、何人に対してあっても損害を与えた場合には、当該損害に対する責任を負う。
- (2) 第 1 項に掲げる法主体の機関として行動した者は、故意又は重大な過失がある場合に限り、当該法主体が被害者に対して賠償した損害に関して、当該法主体に対して責任を負う。
- (3) 第 1 項に掲げる法主体の機関として行動した者は、法律の執行に際し、違法な行為により当該法主体に直接的に損害を与えた場合には、当該損害に対する責任を負う。
- (4) 第 1 項から第 3 項までの規定に関する細則は、連邦法律により定める。
- (5) 連邦法律は、郵便制度及び通信制度の領域において、第 1 項から第 3 項までに規定する原則に対する例外となる特別の規定が適用される範囲を定めることができる。

B. 欧州連合

第 23a 条

- (1) 欧州議会議員は、オーストリアにおいては、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づき、投票日に 16 歳に達しており、選挙に関連する基準日においてオーストリア国籍を有し、欧州連合法の定めるところ

により選挙権を否定されていない、又は他の欧州連合加盟国の国籍を有し、欧州連合法の定めるところにより選挙権を有する男女により、比例代表の原則により選挙される。

- (2) 連邦領域は、欧州議会議員選挙のための統一の選挙母体を構成する。
 - (3) 被選挙権を有する者は、オーストリアにおいて欧州議会議員の選挙権を有し、かつ、投票日に18歳に達している者である
 - (4) 第26条第5項から第7項までの規定は、これを準用するものとする。
- (注：第5項及び第6項は2007年連邦官報第27号により廃止)

第23b条

- (1) 公務員が欧州議会議員選挙に立候補する場合には、当該公務員に対して、立候補に必要な自由時間を保障するものとする。欧州議会議員に選挙された公務員は、議員の任期中、俸給が支給されずに休職とされる。詳細は、法律により定める。
- (2) 大学教員は、欧州議会議員である期間中においても、研究及び教育に係る業務並びに試験業務を継続することができる。当該業務に対する俸給は、実際に行われた業務に応じて算定されるものとするが、大学教員の俸給の25%を越えてはならない。
- (3) この連邦憲法が、国民議会議員である又は過去に国民議会議員であったことについて一定の職務との兼職の禁止を定めている限りにおいて、当該職務は、欧州議会議員である又は過去に欧州議会議員であった場合にも兼職が禁止される。

第23c条

- (1) 欧州委員会の委員、欧州司法裁判所裁判官、会計検査院の委員、経済社会委員会の委員、地域委員会の委員及びその代理並びに欧州投資銀行理事会の構成員の任命に関するオーストリアによる提案の作成は、連邦政

府が所掌する。

- (2) 欧州委員会の委員、欧州司法裁判所裁判官、会計検査院の委員及び欧州投資銀行理事会の構成員の任命に関する提案の作成に先立ち、連邦政府は、国民議会及び連邦大統領に対して提案を予定している者を通知しなければならない。連邦政府は、当該提案について国民議会の中央委員会と合意を形成しなければならない。
- (3) 経済社会委員会の委員の任命に関する提案に先立ち、連邦政府は、様々な経済及び社会分野における団体の法律上の職業代表及びその他の職業代表から提案を徵取しなければならない。
- (4) 地域委員会の委員及びその代理の任命に関する提案は、連邦政府が州並びにオーストリア自治体連合及びオーストリア都市連合の提案に基づき作成しなければならない。各州は、それぞれ1名の委員及びその代理を提案しなければならず、その他の委員及びその代理は、オーストリア自治体連合及び都市連合が共同で提案するものとする。
- (5) 連邦政府は、国民議会に対して、第3項及び第4項の規定により提案した者を通知しなければならず、連邦議会に対して、第2項、第3項及び第4項の規定により提案した者を通知しなければならない。

第 23d 条

- (1) 連邦は、州の自治的活動領域に影響を及ぼし、又は州の他の利益に関係する可能性がある欧州連合の枠組みの下での全ての計画について、州に対して速やかに報告し、意見表明の機会を与えなければならない。当該意見表明は、連邦首相府に対して提出されるものとする。同様の規定は、自治体の自治的活動領域又は他の重要な利益に影響を及ぼす場合に限り、自治体についても適用する。当該事項に関する自治体の代表は、オーストリア都市連合及びオーストリア自治体連合が所掌する（第115条第3項）。

- (2) 州が計画に対して統一的な意見を表明した場合で、当該計画が州の権限に属する立法事項に関係するものであるときには、連邦は、欧州連合における交渉及び表決に際して、やむを得ない統合政策及び外交政策上の理由がある場合に限り、当該意見に拘束されない。連邦は、その理由を州に対して速やかに通知しなければならない。
- (3) 計画が州の権限に属する立法事項にも関係する場合には、連邦政府は、欧州連合理事会の会議に出席し、当該計画について交渉を行い、及び表決をする権限を州により指名された州政府の閣僚に委譲することができる。州の代表による当該権限の行使は、所管の連邦大臣の参加及び当該連邦大臣との協議の下で行われ、第2項の規定は当該代表についても適用する。州の代表は、連邦の立法事項については国民議会に対して、州の立法事項については州議会に対して、それぞれ第142条の規定に従って責任を負う。
- (4) 第1項から第3項までの規定に関する細則は、連邦と州との間の協定(第15a条第1項)により定めるものとする。
- (5) 州は、その自治的活動領域において欧州連合の枠組みの下での法的行為の実施に必要な措置を講ずる義務を負い、州が当該義務を適時に履行しない場合で、欧州司法裁判所によりオーストリアに対してその旨が確認されたときは、該措置を講ずる権限、特に必要な法律を制定する権限は連邦に移行する。本項の規定に従って連邦により講じられた措置、特に当該場合において制定された法律又は命令は、州が必要な措置を講じた時点において失効する。

第23e条

- (1) 所管の連邦大臣は、国民議会及び連邦議会に対して、欧州連合の枠組みの下での全ての計画について速やかに報告し、かつ、意見表明の機会を与えるなければならない。

- (2) 所管の連邦大臣は、国民議会及び連邦議会に対して、欧州理事会又は欧州連合理事会が行う予定の決議であって、次の各号の一に該当するものについて、明示的に、かつ、国民議会及び連邦議会が本条の規定による権限を行使することが可能となるような適時に、報告しなければならない。
1. 全員一致から特別多数への移行
 2. 特別な立法手続から通常の立法手続への移行
- (3) 国民議会が、拘束的な法的行為の制定を目的とする計画であって、当該法的行為の定める領域における連邦法律の制定に影響を及ぼす可能性があるものに対して意見を表明した場合には、所管の連邦大臣は、欧州連合における交渉及び表決に際して、やむを得ない統合政策及び外交上の理由がある場合に限り、当該意見に拘束されない。所管の連邦大臣が国民議会の意見と異なる立場をとろうとする場合には、改めて国民議会に諮らなければならない。当該計画が拘束的な法的行為の制定を目的としており、かつ、当該法的行為が連邦憲法法律の規定を必要とする場合又は当該法的行為が連邦憲法法律の規定によってのみ制定できる規定を含んでいる場合には、いかなる場合においても、国民議会が適切な期限内に異議を唱えない限りにおいて、当該意見に拘束されない。所管の連邦大臣は、欧州連合における表決の後に、国民議会に対して速やかに報告し、必要に応じて、当該意見と異なる立場をとった理由も通知しなければならない。
- (4) 連邦議会が、拘束的な法的行為の制定を目的とする計画に対して意見を表明した場合であって、当該法的行為が連邦憲法法律の規定を必要とし、かつ、当該規定により立法又は執行における州の権限が第44条第2項の規定に従って制限されるとき、又は当該法的行為が連邦憲法法律の規定によってのみ制定できる規定を含んでいるときには、所管の連邦大臣は、欧州連合における交渉及び表決に際して、やむを得ない統合政策及

び外交上の理由がある場合に限り、当該意見に拘束されない。いかなる場合においても、連邦議会が適切な期限内に異議を唱えない限りにおいて、当該意見に拘束されない。所管の連邦大臣は、欧州連合における表決の後に、連邦議会に対して速やかに報告し、必要に応じて、当該意見と異なる立場をとった理由も通知しなければならない。

第 23f 条

- (1) 国民議会及び連邦議会は、欧州連合条約及び欧州連合の機能に関する条約並びにこれらに関する議定書において、当該時点において有効な内容により定められている加盟国の議会の権限を行使する。
- (2) 各連邦大臣は、国民議会及び連邦議会に対して、毎年度当初に、当該年度に予定されている欧州連合理事会及び欧州委員会の計画並びに当該計画に係るオーストリアの見込まれる立場について報告するものとする。
- (3) 更なる報告義務は、連邦法律により定めるものとする。
- (4) 国民議会及び連邦議会は、欧州連合の計画に対する自らの希望を、欧州連合の諸機関に対する通知において表明することができる。

第 23g 条

- (1) 国民議会及び連邦議会は、欧州連合の枠組みの下での立法行為の法案に対して、当該草案が補完性の原則に適合しない理由を、根拠を述べた意見書において示すことができる。
- (2) 国民議会及び連邦議会は、所管の連邦大臣に対して、第1項の規定に従った法案の補完性の原則との適合性に関する意見を求めることができ、当該意見は、原則として要求が到達して2週間以内に提出されるものとする。
- (3) 連邦議会は、州議会に対して、第1項の規定に従った法案の全てに関して速やかに通知し、意見表明の機会を与えなければならない。第1項の

規定に従った根拠を述べた意見書の議決に際して、連邦議会は、州議会の意見書を考慮し、当該議決を州議会に対して通知しなければならない。

第 23h 条

- (1) 国民議会及び連邦議会は、欧州連合の枠組みの下での立法行為の補完性の原則違反を理由とする欧州司法裁判所に対する訴えの提起を議決することができる。
- (2) 連邦首相府は、国民議会又は連邦議会の名において、当該訴えを欧州司法裁判所に対して速やかに送付する。

第 23i 条

- (1) 欧州理事会におけるオーストリアの構成員は、国民議会が連邦政府の提案に基づき連邦議会の同意を得てこれを授權した場合に限り、リスボン条約による改正後の欧州連合条約第 48 条第 7 項の規定に従った発案に対して同意することができる。国民議会及び連邦議会による当該議決は、それぞれ総議員の半数以上の出席の下での投票総数の 3 分の 2 の多数を必要とする。
- (2) 欧州連合法により加盟国の議会に対して次の各号の一に該当するものについて発案又は提案を拒否する可能性が認められている限りにおいて、国民議会は、連邦議会の同意を得て、当該発案又は提案を欧州連合法により定められた期限内に拒否することができる。
 1. 全員一致から特別多数への移行
 2. 特別な立法手続から通常の立法手続への移行
- (3) 欧州連合理事会の決議であって、新たな類型の欧州連合の独自財源を導入するためのものは、国民議会の承認及び連邦議会の同意を必要とし、第 50 条第 4 項の規定を準用するものとする。欧州連合理事会の他の決議であって、欧州連合の独自財源制度に係る規定を定めるものは、国民

議会の承認を必要とする。第23e条第2項の規定は、これを準用する。

- (4) 欧州理事会又は欧州連合理事会の他の決議であって、欧州連合法によれば加盟国がそれぞれの憲法の規定に従って同意して初めて効力が生ずるものについては、第50条第4項の規定を準用するものとする。
- (5) 本条の規定による国民議会及び連邦議会の決議は、連邦首相により、連邦官報において公布されるものとする。

第23j条

- (1) オーストリアは、その第3条第5項及び第21条第1項において特に国際連合憲章の原則の保持又は尊重を定める、リスボン条約による改正後の欧州連合条約第V編第1章及び第2章の規定に基づき、欧州連合の共通の外交政策及び安全保障政策に参画する。当該参画には、同条約第43条第1項の規定に従った任務への関与、並びに一又は複数の第三国との経済関係及び財政関係を停止し、制限し、又は全面的に終了させる措置への関与が含まれる。共同防衛に関する欧州理事会の決議については、第50条第4項の規定を準用するものとする。
- (2) リスボン条約による改正後の欧州連合条約第V編第2章の規定に基づく欧州連合の共通の外交政策及び安全保障政策の枠組みの下での決議については、第23e条第3項の規定を準用する。
- (3) 欧州連合域外での活動の開始に関する決議であって、軍事的助言及び支援の任務、紛争防止及び平和維持の任務又は平和創造措置及び紛争後の事態安定のための作戦を含む危機管理の枠組みの下での軍事行動を含む活動に関するもの、並びにリスボン条約による改正後の欧州連合条約第42条第2項の規定に従った共同防衛政策の段階的策定に関する決議については、その表決権は、連邦首相と外交関係を管轄する連邦大臣との間の合意の上で行使されるものとする。
- (4) 第3項の規定に従った措置に対する同意は、採決される予定の決議が

オーストリアに対して部隊又は個人を派遣する義務を生じさせるものである場合には、これについて、部隊又は個人の国外への派遣のためには憲法上定められた手続の実施をなお必要とするという旨の留保を付してのみ、これを行うことができる。

第 23k 条

- (1) 第 23e 条、第 23f 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 23j 条から第 23j 条までの規定に関する細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律及び連邦議会の議事規則により定める。
- (2) 第 23e 条、第 23f 条第 4 項、第 23g 条及び第 23j 条第 2 項の規定による国民議会の権限は、その中央委員会が所掌する。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、中央委員会が第 55 条第 3 項の規定が準用される常設小委員会を選出する旨を定めることができる。中央委員会は、当該常設小委員会に第 1 文の規定による権限を委任することができる。当該委任については、その全部又は一部を常に取り消すことができる。国民議会の議事規則に関する連邦法律により、第 1 文の規定による中央委員会の権限を国民議会又は第 2 文の規定に従った中央委員会の常設小委員会に委任することができる。
- (3) 第 23e 条、第 23f 条第 4 項及び第 23g 条の規定による連邦議会の権限は、連邦議会の議事規則により、連邦議会により選出される委員会に委任することができる。

第2章

連邦の立法

A. 国民議会

第24条

連邦の立法は、国民議会が連邦議会とともにこれを行う。

第25条

- (1) 国民議会の所在地は、連邦首都ウィーンとする。
- (2) 非常事態の期間中には、連邦大統領は、連邦政府の申立てにより、国民議会を連邦領域内の他の場所に召集することができる。

第26条

- (1) 国民議会議員は、投票日に16歳に達している男女の連邦国民により、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づき、比例代表の原則により選挙される。
- (2) 連邦領域は、州の境界を越えてはならない地理的一体性を有する選挙区に区分され、これらの選挙区は、地理的一体性を有する地域選挙区に細分されるものとする。議員定数は、直近の国勢調査の結果に基づき当該選挙区に主たる住所を有していた国民の数に、調査日に連邦領域内に主たる住所を有していなかったが当該選挙区内のいずれかの自治体における選挙人名簿に登録されていた国民の数を加えたものの比率に応じて、選挙区（選挙母体）の選挙人に対して配分され、当該選挙区に対して配分された議員定数は、同様の方法により地域選挙区に対して配分される。国民議会議員選挙規則は、連邦全域における最終的な議席配分手続を定

めなければならず、当該手続においては、比例代表の原則により、各選挙区において立候補した政党に対して割り当てられる議席の調整及びまだ政党に対して割り当てられていない議席の割り当てが行われる。選挙人団を他の選挙母体に分割することは、認められない。

- (3) 投票日は、日曜日又は法定の休日でなければならない。投票手続の開始、継続または終了を妨げる事由が生じた場合には、選挙管理機関は、当該投票手続を翌日に延長または延期することができる。
- (4) 被選挙権を有する者は、国民議会議員の選挙権を有する者であって、基準日にオーストリア国籍を有し、かつ、投票日に18歳に達している者である。
- (5) 選挙権又は被選挙権の制限は、それぞれが異なる程度の制限である場合も含め、裁判所による有罪の確定判決の結果として、連邦法律によってのみ定めることができる。
- (6) 選挙権を有する者のうち、所在地不在、健康上の理由又は国外滞在などにより投票日に投票することができない見込みの者は、その理由を明示した申請に基づき、郵便投票により選挙権を行使することができる。申請者の身元は、疎明されるものとする。選挙権を有する者は、宣誓に代えて署名により、投票が本人により秘密に行われた旨を宣言しなければならない。
- (7) 選挙手続に関する細則は、連邦法律により定める。

第 26a 条

- (1) 欧州議会議員選挙、国民議会議員選挙、連邦大統領選挙、国民投票及び国民諮問の実施及び指揮、国民請願の審査への関与並びに欧州市民発案の実施への関与は、国民議会議員の各選挙に先立ち新たに設置される選挙管理機関が所掌する。選挙管理機関には投票権を有する委員として当該選挙に立候補した政党の代表者が、連邦選挙管理機関には現職又は退

官した裁判官が、それぞれ所属しなければならず、委員の数は国民議会議員選挙規則により定めるものとする。裁判官でない委員は、直近の国民議会議員選挙において確定した議席数に応じて、当該選挙に立候補した政党の提案に基づき任命される。直近の国民議会議員選挙に立候補して議席を獲得した政党は、その後に委員への任命を受ける権利を有しないとされた場合であっても、連邦選挙管理機関に1名の委員を提案することができる。

- (2) 選挙人名簿の管理並びに欧州議会議員選挙、国民議会議員選挙、連邦大統領選挙、国民投票及び国民諮詢に対応する名簿の作成は、委任された活動領域における自治体が所掌する。選挙人名簿のデータの保存は連邦の選挙人登録簿により行われ、当該登録簿には州法律の規定に基づき作成された選挙人名簿も保存することができ、州及び自治体は、自らの活動領域において当該名簿のためにこれらのデータを使用することができる。

第27条

- (1) 国民議会の立法期は、最初の会議の日から起算して5年間とするが、少なくとも新たな国民議会が会議を開く日までとする。
- (2) 新たに選挙された国民議会は、連邦大統領により遅くとも選挙の日から30日以内に召集されるものとする。国民議会議員選挙は、連邦政府により、新たに選挙された国民議会が立法期の5年目が経過した日の翌日に会議を開くことができるよう命じられるものとする。

第28条

- (1) 連邦大統領は、国民議会を毎年、9月15日より前ではない日に開始し、翌年の7月15日以前に終了する常会を召集する。
- (2) 連邦大統領は、国民議会を臨時会として召集することができる。連邦政

府又は、国民議会議員の少なくとも3分の1若しくは連邦議会による要求があった場合には、連邦大統領は、国民議会を臨時会として召集しなければならず、この場合においては、要求が連邦大統領に到達してから遅くとも2週間以内に国民議会が会議を開かなければならぬが、当該召集に副署を要しない。国民議会議員の申立て又は連邦議会の申立てによる臨時会の召集には、連邦政府の提案は必要とされない。

- (3) 連邦大統領は、国民議会の議決に基づき、国民議会の会期の終了を宣言する。
- (4) 同一の立法期内において国民議会の新たな会期が開始された場合には、作業は、前回の会期の終了時点の状態に応じて継続される。会期の終了に際して、国民議会は、個別の委員会に作業の継続を委嘱することができる。新たな立法期の開始に伴い、前回の立法期の国民議会において処理未了であった国民請願及び国民議会宛ての住民発案は、新たに選挙された国民議会の審議事項とする。当該取扱いについて、国民議会の議事規則に関する連邦法律により、これを国民議会の他の審議事項にも適用する旨を定めることができる。
- (5) 会期中において、国民議会議長は個別の会議を召集する。会期中において、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定められた数の国民議会議員又は連邦政府による要求があった場合には、議長は会議を召集しなければならぬ。細則は国民議会の議事規則に関する連邦法律により定め、当該法律には、国民議会が招集されなければならない期限も定めなければならない。
- (6) 選出された国民議会議長の職務の遂行が妨げられている場合又はその職務が終了している場合について、国民議会の議事規則に関する連邦法律は、国民議会の招集に関する特則を定めなければならない。

第29条

- (1) 連邦大統領は国民議会を解散することができるが、同一の理由に基づく解散は1回に限られる。この場合においては、連邦政府は、遅くとも解散の日から100日以内に新たに選挙された国民議会が会議を開くことができるよう、新たな選挙を実施するものとする。
- (2) 立法期が経過する前に、国民議会は、通常の法律により自律的解散を議決することができる。
- (3) 第2項の規定に従って解散され、かつ、国民議会議員の選挙期間が経過した後、立法期は、新たに選挙された国民議会が会議を開く日まで継続する。

第30条

- (1) 国民議会は、国民議会議員の中から議長、第二議長及び第三議長を選出する。
- (2) 国民議会の議事は、特別の連邦法律に基づき行われる。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、国民議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の3分の2の多数によってのみ、これを議決することができる。
- (3) 議会の任務の支援、並びに連邦の立法機関の領域における行政事務及びオーストリアにおいて選挙された欧州議会議員に関する同種の任務及び行政事務の処理は、国民議会議長の指揮下に置かれた議会事務局の任務である。連邦議会の領域においては、議会事務局の内部組織については連邦議会議長との合意の上で定めるものとし、連邦議会議長は、この連邦憲法に基づき連邦議会に付与された任務を処理するための指示権を有する。
- (4) 特に議会事務局職員の任命及び当該職員の人事に関するその他一切の事務は、国民議会議長の権限に属する。
- (5) 国民議会議長は、議会の任務の遂行のために、議会事務局職員を議会の

各会派に配置することができる。

- (6) 本条の規定により国民議會議長の権限に属する行政事務の執行において、国民議會議長は、最上級行政機関であり、単独で当該権限を行使する。命令の制定は、当該命令が専ら本条において定められた行政事務に係る場合に限り、国民議會議長の権限の属する。
- (7) 国民議会及び連邦議会は、一般的利益に係る情報について、当該情報が第22a条第2項第2文の定めるところにより機密として保持されるべきでない限度及び期間において、一般の者が利用可能な方法により公開しなければならない。細則は、国民議會議事規則に関する連邦法律及び連邦議会の議事規則により定める。

第 30a 条

国民議会及び連邦議会の分野における情報の特別な保護及び機密保持並びに個人情報の保護は、特別の連邦法律に基づき定める。国民議会及び連邦議会の情報秩序に関する連邦法律は、国民議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の3分の2の多数によってのみ、これを議決することができる。当該連邦法律は、さらに、連邦議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の3分の2の多数による同意を必要とする。

第 30b 条

- (1) 議会事務局、会計検査院、オンブズマン及び議会データ保護委員会の公務員の懲戒判断の確定及び職務の一時停止の決定のために、議会事務局に懲戒委員会が設置される。
- (2) 懲戒委員会の委員及び懲戒訴追委員は、国民議會議長、会計検査院長及びオンブズマン議長により任命されるものとする。
- (3) 懲戒委員会の組織及び手続並びに懲戒訴追委員の地位及び任命に関する細則は、連邦法律により定める。

第31条

国民議会の議決には、この連邦憲法に別段の定めがない限り、又は国民議会の議事規則に関する連邦法律において個別の事項について別段の定めがない限り、総議員の3分の1以上の出席の下での投票総数の絶対多数を必要とする。

第32条

- (1) 国民議会の会議は、公開とする。
- (2) 議長又は国民議会の議事規則に関する連邦法律により定められた数の議員による要求があった場合で、国民議会により傍聴人の退出後に議決されたときには、非公開とされる。

第33条

国民議会及びその委員会の公開の会議における審議に係る事実に即した報告については、一切の責任を問われない。

B. 連邦議会

第34条

- (1) 連邦議会において、州は、各州の住民数に応じて、次項以下の規定に従って代表される。
- (2) 最も住民数が多い州は12名の議員を、その他の州は自州の住民数を最初に掲げる州の住民数で除した割合に応じた数の議員を送り、割合において生じた端数であって2分の1を超えるものは1名に切り上げて算定する。ただし、各州には少なくとも3名の議員による代表が認められる。全ての議員に対して、補欠議員が任命される。
- (3) 各州から送られる議員数は、前項の規定に従って、連邦大統領により毎

回の連邦全域の国勢調査の後に定められる。

第 35 条

- (1) 連邦議会議員及びその補欠議員は、州議会により当該州の立法期の期間にわたり、比例代表の原則により選任されるが、当該州議会において 2 番目に多くの議席を有する政党に対して、又は複数の政党が同一の議席を有する場合には直近の州議会議員選挙において得票数が 2 番目に多かった政党に対して、少なくとも 1 議席が割り当てられなければならない。複数の政党が同等の資格を有する場合には、くじにより決定する。
- (2) 連邦議会議員は、選任する州における州議会議員である必要はないが、当該州議会議員の被選挙権を有する者でなければならない。
- (3) 州議会の立法期が経過した後、又はその解散の後、当該州議会により選任された連邦議会議員は、新たな州議会が連邦議会への選任を行うまで、その職に留まる。
- (4) 第 34 条及び第 35 条の規定は、連邦議会において、その議決のために通常必要となる多数とは別に、少なくとも四つの州の代表者の多数が承認した場合に限り、これを改正することができる。

第 36 条

- (1) 連邦議会の議長職は、州が半年ごとにアルファベット順に交替する。
- (2) 議長は、議長職に指定された州において第 1 順位として選任された代表者がその任にあたり、当該代表者の議席は、州議会において最も多くの議席を有する政党に対して、又は複数の政党が同一の議席を有する場合には直近の州議会議員選挙において得票数が最も多かった政党に対して割り当てられなければならず、複数の政党が同等の資格を有する場合には、くじにより決定する。州議会は、議長職が連邦議会において当該政党の議席が割り当てられた州の他の代表者により担われる旨を議決する

ことができ、当該議決は、常に当該政党の議席が割り当てられた州議会議員の過半数の同意を必要とする。議長代理の指名は、連邦議会の議事規則により定める。議長は「連邦議会議長」の称号を、議長代理は「連邦議会副議長」の称号を、それぞれ有する。

- (3) 連邦議会は、議長により、国民議会の所在地において招集される。議長は、連邦議会議員の少なくとも4分の1又は連邦政府による要求があった場合には、直ちに連邦議会を招集しなければならない。
- (4) 州知事は、連邦議会における全ての議事に参加する権利を有する。州知事は、連邦議会の議事規則の定める細則により、要求に基づき、その都度、自らの州に関する事項に対する発言の機会を与えられる権利を有する。

第37条

- (1) 連邦議会の議決には、この連邦憲法に別段の定めがない限り、又は連邦議会の議事規則において個別の事項について別段の定めがない限り、総議員の3分の1以上の出席の下での投票総数の絶対多数を必要とする。
- (2) 連邦議会は、その議事規則を議決により定める。当該議決は、総議員の半数の出席の下での投票総数の3分の2の多数によってのみ、これを行うことができる。当該議事規則には、連邦議会の議事手続の規律に必要な限りにおいて、連邦議会の内部の領域を越えて効力を有する規定を定めることができる。議事規則は、連邦法律の効力を有し、連邦首相により連邦官報において公布されるものとする。
- (3) 連邦議会の会議は、公開とする。議事規則の規定に従って、議決により非公開とすることができます。第33条の規定は、連邦議会及びその委員会の公開の会議についても適用する。

C. 連邦集会

第 38 条

国民議会及び連邦議会は、連邦大統領の宣誓及び宣戦布告の議決のために、国民議会の所在地において、連邦集会として合同の公開会議を開く。

第 39 条

- (1) 連邦集会は、第 60 条第 6 項、第 63 条第 2 項、第 64 条第 4 項及び第 68 条第 2 項に規定する場合を除き、連邦大統領により召集される。議長職は、国民議会議長と連邦議会議長が交互に務め、初回は国民議会議長がこれを務める。
- (2) 連邦集会については、国民議会の議事規則に関する連邦法律を準用するものとする。
- (3) 第 33 条の規定は、連邦集会の会議についても適用する。

第 40 条

- (1) 連邦集会の議決は、議長がこれを認証し、連邦首相がこれに副署する。
- (2) 宣戦布告に関する連邦集会の議決は、連邦首相により公式に公布されるものとする。

D. 連邦法律の立法手続

第 41 条

- (1) 立法提案は、国民議会議員、連邦議会又は連邦議会議員の 3 分の 1 による動議として、又は連邦政府の提案として、国民議会に対して提出される。
- (2) 10 万人の請願権者又は三つの州における請願権者の 6 分の 1 により支

持された国民請願は、連邦選挙管理機関が、国民議会に対して審議のために提出するものとする。請願権者は、登録期間の最終日において国民議会議員の選挙権を有する者とする。国民請願は、連邦法律により定められる事項でなければならず、法律案の形式で提出することができる。連邦法律により、請願権者による国民請願に対する電子的支持を定めることができるが、その場合には、当該支持が本人により、かつ、一度限りで行われることが確保されるものとする。

- (3) 国民請願に関する細則は、連邦法律により定める。

第42条

- (1) 国民議会による法律案の議決は、全て、国民議会議長により、連邦議会に対して速やかに送付されるものとする。
- (2) 法律案の議決は、憲法法律による別段の定めがない限り、連邦議会が当該議決に対して理由を付した反対意見を提出しなかった場合に限り、認証及び公布することができる。
- (3) 当該反対意見は、法律案の議決が連邦議会に到達してから8週間以内に、連邦議会議長により、書面により国民議会に送付されなければならず、この場合においては、連邦首相に対して報告されるものとする。
- (4) 国民議会が、総議員の半数以上の出席の下で当初の議決を再度行った場合には、当該法律案の議決は、認証及び公布されるものとする。連邦議会が反対意見を提出しない旨を議決した場合又は第3項において定められた期限内に理由を付した反対意見を提出しなかった場合には、法律案の議決は認証及び公布されるものとする。
- (5) 国民議会による法律案の議決が、国民議会の議事規則、国民議会の解散、連邦法律のうち、連邦財政枠組法律、連邦財政法律及びその他の連邦の財政運営に関する細則を定めるもの、連邦財政枠組法律、連邦財政法律、第51a条第4項の規定にいう暫定措置若しくは連邦財産に係る措置、連

邦による保証の引受け若しくは変更、連邦による財政債務の負担若しくは変更、又は連邦の決算の承認に係るものである限り、連邦議会はこれに関与しない。

第 42a 条

国民議会による法律案の議決が州の同意を必要とする限りにおいて、当該議決は、第 42 条の規定に従った手続が完了した直後に、連邦首相により関係する州政府庁に対して告知されるものとする。法律案の議決が州政府庁に到達した日から 8 週間以内に、州知事が連邦首相に対して同意を拒否する旨を通知しなかった場合には、同意が得られたものとみなされる。当該期間が経過するまでの間においては、関係する州の知事が明示的に州の同意を通知した場合に限り、法律案の議決を公布することができる。

第 43 条

国民議会による法律案の議決は、全て、第 42 条及び第 42a 条の規定に従った手續が完了した後、連邦大統領による認証の前に、国民議会が議決した場合又は国民議會議員の過半数が要求した場合には、国民投票に付されるものとする。

第 44 条

- (1) 憲法法律又は通常の法律に含まれる憲法規定は、国民議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の 3 分の 2 の多数によってのみ議決することができ、その旨（「憲法法律」、「憲法規定」）を明示するものとする。
- (2) 立法又は執行における州の権限を制限する憲法法律又は通常の法律に含まれる憲法規定は、さらに、連邦議会の総議員の半数以上の出席及び投票総数の 3 分の 2 の多数による同意をも必要とする。

(3) 連邦憲法の全面改正及び、国民議会議員又連邦議会議員の3分の1が要した場合に限り、部分改正は、第42条の規定に従った手続が完了した後、連邦大統領による認証の前に、全連邦国民による投票に付されるものとする。

第45条

(1) 国民投票においては、有効投票の絶対多数により決定される。
(2) 国民投票の結果は、公式に発表されるものとする。

第46条

(1) 連邦大統領は、国民投票の実施を命ずる。
(2) 国民投票における投票権者は、投票日において国民議会議員の選挙権を有する者とする。
(3) 国民投票の手続に関する細則は、連邦法律により定める。第26条第6項の規定は、準用されるものとする。

第47条

(1) 連邦法律が憲法に従って成立した旨は、連邦大統領により認証される。
(2) 認証のための提案は、連邦首相がこれを行う。
(3) 認証は、連邦首相により副署されるものとする。

第48条

連邦法律及び第50条第1項の規定に従って承認された条約は、国民議会の議決による旨を付して公布され、国民投票に基づく連邦法律は、当該投票の結果による旨を付して公布される。

第 49 条

- (1) 連邦法律は、連邦首相により連邦官報において公布されるものとする。別段の定めが明示されてない限り、当該連邦法律は、その公布の日の経過により施行され、連邦全域に適用される。
- (2) 第 50 条第 1 項の規定に従った条約は、連邦首相により連邦官報において公布されるものとする。第 50 条第 1 項第 1 号の規定に従った条約が三つ以上の言語により正文として確定された場合には、次の各号の一に該当する公布で足る。
1. 二つの言語による正文及びドイツ語に翻訳されたものの公布
 2. ドイツ語が正文である場合には、ドイツ語及び他の一つの正文の公布

第 50 条第 1 項の規定に従った条約の承認に際して、国民議会は、当該条約又は個別かつ具体的に示されたその一部について、連邦官報によらない他の方法により公布されなければならない旨を議決することができ、当該国民議会の議決は、連邦首相により、連邦官報において公布されるものとする。別段の定めが明示されていない限り、第 50 条第 1 項の規定に従った条約はその公布の日の経過により、第 3 文に該当する場合には国民議会の議決の公布の日の経過により、それぞれ施行され、連邦全域に適用されるが、法律の制定により履行される条約（第 50 条第 2 項第 4 号）については、この限りでない。

- (3) 連邦官報における公布及び第 2 項第 2 文^{*}の規定に従った公布は、一般的

* 【訳注】連邦憲法の文言では「第 2 文」となっているが、実際には「第 3 文」を指す。2012 年 6 月 5 日の連邦憲法改正（2012 年連邦官報第 I 部第 51 号）により、第 1 文の後に、新たな第 2 文（「第 50 条第 1 項第 1 号の規定に従った条約が（以下略）」）が追加された。それに伴い、従来の第 2 文（「第 50 条第 1 項の規定に従った条約の承認に際して（以下略）」）が第 3 文となった。その際に、第 3 項における「第 2 文」という文言も「第 3 文」に改正されなければならなかつたが、改正されないまま現在に至っている。この点に関しては、オーストリア憲法学界及び実務においては、公然の事実として認識されている。

に利用可能であり、公布された形態において完全にかつ継続的に確認することができるものでなければならない。

- (4) 連邦官報における公布に関する細則は、連邦法律により定める。

第 49a 条

- (1) 連邦首相は、所管の連邦大臣と共同して、この連邦憲法を除く連邦法律及び連邦官報において公布された条約を、現時点において有効な内容により連邦官報に再公示する権限を有する。
- (2) 再公示に係る公布においては、次の各号に掲げる一に該当する措置を講ずることができる。
1. 旧来の用語法の修正及び旧式の表記法から新たな表記法への調整
 2. 立法の現状に対応していない法規への参照及びその他の不整合の修正
 3. 後に制定された法規による廃止又はその他の理由に基づき対象を失った規定について、もはや有効でない旨の確認
 4. 略称法令名及び略語の設定
 5. 個別の規定の削除又は追加に対応した条、段落、号及びその他これに類する名称の変更、並びに当該番号の変更に伴う法規の文言における参照と対応させるための修正
 6. 経過規定及び引き続き適用される改正前の連邦法律（条約）の規定について、有効範囲を挙げた上での集約
- (3) 別段の定めが明示されていない限り、再公示された連邦法律（再公示された条約）及び公布に含まれるその他の命令行為は、その公布の日の経過により施行される。

第 49b 条

- (1) 基本原則及びオーストリア全体に係る意味を有する事項であって、当該

事項が連邦法律により定められるべきものに関する国民諮問は、国民議会が、その議員又は連邦政府の提案に基づき、かつ、中央委員会による事前審査の後に議決した場合に限り、これを実施しなければならない。選挙及び裁判所又は行政官庁が決定しなければならない事項は、国民諮問の対象とすることはできない。

- (2) 第1項の規定に従った提案は、国民諮問の基礎とされるべき質問を含むものでなければならない。当該質問は、「はい」又は「いいえ」により回答される質問又は二つの選択肢からなる回答案により構成されていなければならない。
- (3) 国民諮問は、第45条及び第46条の規定を準用して実施するものとする。国民諮問における投票権者は、諮問日において国民議会議員の選挙権を有する者とする。連邦選挙管理機関は、国民諮問の結果を国民議会及び連邦政府に対して提出しなければならない。

E. 連邦の執行に対する国民議会及び連邦議会の関与

第50条

- (1) 次の各号に掲げる条約の締結には、国民議会の承認を必要とする
 1. 政治的条約及び、法律を改正又は補完する内容を有する条約であつて、第16条第1項の規定に該当しないもの
 2. 欧州連合の条約上の基礎を変更する条約
- (2) 第1項第1号の規定に従った条約については、さらに、次の各号に掲げる内容を適用する。
 1. 条約が簡易改正を定めている場合には、当該改正は、国民議会が第1項の規定による承認を留保しない限りにおいて、これを必要としないこと。
 2. 条約が州の自治的活動領域に係る事項を定める限りにおいて、連邦

議会の同意を必要とすること。

3. 条約が三つ以上の言語により正文として確定された場合には、第1項の規定による承認は、次に掲げるように行うこと。
 - a) 二つの言語による正文及びドイツ語に翻訳されたものに基づき承認すること。
 - b) ドイツ語が正文である場合には、ドイツ語及び他の一つの正文に基づき承認すること。
 4. 国民議会は、条約を承認する際に、当該条約が法律の制定により履行される範囲を議決することができる。
- (3) 第1項第1号及び第2項第4号の規定による国民議会の議決については、第42条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- (4) 第1項第2号の規定に従った条約は、第44条第3項の規定を妨げることなく、国民議会の承認及び連邦議会の同意がある場合に限り、これを締結することができる。当該議決は、それぞれ総議員の半数以上の出席の下での投票総数の3分の2の多数を必要とする。
- (5) 国民議会及び連邦議会は、第1項の規定に従った条約に関する交渉の開始について、速やかに通知されるものとする。

第 50a 条

国民議会は、欧州安定メカニズムに係る事項に関与する。

第 50b 条

欧州安定メカニズムにおけるオーストリアの代表者は、国民議会が連邦政府の提案に基づき当該代表者に対して授権した場合に限り、次の各号に掲げる事項については、同意又は議決に際して棄権することができる。

1. 加盟国に対して原則として安定支援を行う旨の決議の提案
2. 条承認された資本金の変更及び欧州安定メカニズムの融資限度額の

調整並びに承認された未払いの資本金の払込請求

3. 財政支援手段の変更

特に緊急を要する場合には、所管の連邦大臣は、国民議会に諮ることができる。国民議会による授権がない限り、オーストリアの代表者は、当該決議の提案を拒否しなければならない。

第 50c 条

- (1) 所管の連邦大臣は、欧州安定メカニズムに係る事項について、国民議会の議事規則に関する連邦法律の規定に従って、国民議会に対して速やかに報告しなければならない。国民議会の議事規則に関する連邦法律により、国民議会の意見表明の権限を定めるものとする。
- (2) 国民議会が欧州安定メカニズムに係る事項について適時に意見を表明した場合には、欧州安定メカニズムにおけるオーストリアの代表者は、交渉及び表決に際して、当該意見を考慮しなければならない。所管の連邦大臣は、表決の後に、国民議会に対して速やかに報告し、必要に応じて、オーストリアの代表者が当該意見を考慮しなかった理由を通知しなければならない。
- (3) 所管の連邦大臣は、欧州安定メカニズムの枠組みにおいて講じられた措置について、国民議会に対して定期的に報告する。

第 50d 条

- (1) 第 50b 条並びに第 50c 条第 2 項及び第 3 項の規定に関する細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。
- (2) 国民議会の議事規則に関する連邦法律により、欧州安定メカニズムにおけるオーストリアの代表者による表決権の行使への関与に関する国民議会の更なる権限を定めることができる。
- (3) 欧州安定メカニズムに係る事項への関与のために、連邦財政法律の事前

審査を付託された国民議会の委員会は、常設小委員会を選出する。それぞれの常設小委員会には、国民議会の中央委員会の委員を割り当てられている政党に所属する議員が少なくとも1名は所属しなければならない。第2項並びに第50b条及び第50c条の規定による国民議会の権限は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により、当該常設小委員会に委任することができる。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、常設小委員会が常に招集され、かつ、会議を開くことができるよう配慮しなければならない。第29条第1項の規定により国民議会が連邦大統領により解散された場合には、欧州安定メカニズムに係る事項への関与は、常設小委員会が所掌する。

第51条

- (1) 国民議会は、連邦財政枠組法及びその範囲内において連邦財政法律を議決し、その審議においては、連邦政府によるそれぞれの案を基礎とするものとする。
- (2) 連邦政府は、毎年度ごとに、遅くとも連邦法律により定められる期日までに、連邦財政枠組法律案又は連邦財政枠組法律を改正する連邦法律案を国民議会に対して提出しなければならない。連邦財政枠組法律は、次の会計年度及びそれに続く三会計年度について、国民議会が各年度の連邦財政法律において承認する項目ごとの歳出の上限及び人員計画の基本的事項を含めなければならないが、財政債務の返済及び一時的な流動性補完のために引き受けられた金銭債務に係る支出並びに通貨交換契約に際しての資本交換に係る支出は、この限りではない。項目の下位区分についても、次の会計年度及びそれに続く三会計年度の上限を定めなければならない。
- (3) 連邦政府は、遅くとも連邦財政法律を議決すべき会計年度の開始10週間前までに、当該会計年度の連邦財政法律案を、国民議会に対して提出

しなければならない。連邦政府は、特に必要があるときは、次の会計年度及び次々会計年度の連邦財政法律案を年度ごとに分割して国民議会に對して提出することができる。

- (4) 次の会計年度及び次々会計年度の連邦財政法律が同時に議決された場合には、次の会計年度の下半期において、遅くとも次々会計年度の開始 10 週間前までに、連邦財政法律を改正する連邦法律案を国民議会に對して提出しなければならない。当該法律案に含まれる連邦財政法律の改正は、いかなる場合においても、次々会計年度を対象とするものでなければならぬ。当該法律案は、次の会計年度末までに、国民議会において審議に付されるものとする。第 51a 条第 1 項及び第 2 項の規定は、これを準用する。
- (5) 連邦財政法律には、別表として、連邦の予算見積及び人員計画並びにその他の財政運営にとって重要な基礎が含まれなければならない。
- (6) 連邦の財政運営については、次に掲げる各号を適用する。
 - 1. 連邦財政枠組法律における項目の上限を超過することは許されず、また、超過を授權することも許されない。
 - 2. 第 9 号の規定に従った連邦法律により定めるべき次の会計年度の連邦財政枠組法律の下位区分の上限を超過することは許されず、また、超過を授權することも許されないが、第 9 項の規定に従った連邦法律が、連邦財務大臣の同意を得て当該上限を超過することができる旨を定めている場合には、この限りでない。
- (7) 次の会計年度及び次々会計年度の連邦財政法律が同時に議決された場合には、第 2 号の規定は、第 2 項最終文の定める上限の効力が次の会計年度及び次々会計年度にも及ぶとする条件を付して、これを適用するものとする。

1. 緊急を要する事態においては、補填が確保されている場合に限り、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会との合意の上で、連邦財政法律により定められた歳出総額の 1000 分の 2 を上限として、予見することができず、かつ、回避することができない追加の支出を行うことが許される。2 週間以内に連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会の決定がない場合には、合意が成立したものとみなされる。
 2. 防衛事態においては、連邦政府の命令に基づき、連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会との合意の上で、一会计年度において連邦財政法律により定められた歳出総額の 100 分の 10 を限度として、包括的国土防衛（第 9a 条）の目的のために回避することができない追加の支出を行うことが許される。当該追加支出に係る調達を支出削減又は追加的に拠出された資金により確保することができない場合には、連邦政府の命令は、連邦財務大臣に対して財政債務の負担若しくは変更による必要な資金の割当てを授権しなければならない。
- (8) 連邦の財政運営においては、特に女性及び男性の実質的平等、透明性、効率性及び財政状況の可能な限り忠実な表記を考慮した成果志向の原則を遵守するものとする。
- (9) 連邦財政枠組法律及び連邦財政法律の制定並びにその他の連邦の財政運営に関する細則は、第 8 項の規定に対応する統一的な原則により、連邦法律によりこれを定めるものとする。当該連邦法律において、特に次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
1. 女性及び男性の実質的平等の目標を考慮した成果志向の財政運営のための措置
 2. 透明性の確保のための措置であって、連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会への報告義務を含むもの

3. 連邦財政枠組法律の制定、構成及び拘束力
4. 連邦予算の構成
5. 連邦財政法規の拘束力であって、特に時期及び金額に係るもの
6. 債務負担行為の設定であって、特に連邦財政法規の事前審査を付託された国民議会の委員会との合意の上での連邦財務大臣の命令又は法律による授権を必要とする場合の要件を含むもの
7. 正及び負の会計積立金の形成
8. 連邦資産の処分であって、特に連邦財政法規の事前審査を付託された国民議会の委員会との合意の上での連邦財務大臣の命令又は法律による授権を必要とする場合の要件を含むもの
9. 連邦による保証の引受け
10. 同一会計年度内に償還されない資金調達又は長期的な融資（財政債務）から生ずる債務の負担及び変更
11. 誘因構造及び制裁構造
12. 財政統制
13. 会計制度の規律に対する会計検査院の関与

第 51a 条

- (1) 連邦政府が、連邦財政枠組法律案又は連邦財政法規案を適時（第 51 条第 2 項及び第 3 項）に国民議会に対して提出しない場合には、連邦財政枠組法律案又は連邦財政法規案を、国民議会において、国民議會議員の動議によっても提出することができる。
- (2) 当該動議の提出後に、連邦政府が連邦財政枠組法律案又は連邦財政法規案を提出した場合には、いずれかの法案を審議の基礎とすることを議決することができる。
- (3) 国民議会が会計年度において連邦財政枠組法律を議決しなかった場合には、上限が定められた直近の会計年度の上限を引き続き適用する。

- (4) 国民議会が会計年度において連邦財政法律を議決せず、かつ、連邦法律による暫定的措置も講じなかった場合には、連邦予算は、直近で議決された連邦財政法律の規定により執行されるものとする。財政債務はその都度定められた最高額の半分まで、一時的な流動性補完のための短期債務はその都度定められた最高額まで、それぞれ引き受けることができる。

第 51b 条

- (1) 連邦財務大臣は、財政運営において、まず、支払期限が到来した債務を返済し、次に、充足可能性に応じて、かつ、第 51 条第 8 項の規定に従った原則を遵守する場合に限り、他の支出を行うことを配慮しなければならない。
- (2) 連邦財務大臣は、連邦予算の変更が必要な場合又は会計年度内に経済全体の動向の本質的な変化の兆候が認められる場合には、連邦予算の調整のために、連邦政府の同意を得て、又は連邦財政法律の授権に基づき、支払期限が到来した連邦の債務の履行に影響を及ぼさない限りにおいて、連邦財政法律において定められた支出の一定額を留保することができる。連邦財務大臣は、当該留保措置から 1 ヶ月以内に、連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会に対して報告しなければならない。
- (3) 連邦財務大臣は、連邦政府の閣僚及びその他の予算指導機関に対して、予算執行について定期的に報告しなければならない。

第 51c 条

- (1) 連邦財政法律において定められていない支出又は国民議会により承認された支出を超過する支出は、財政運営の枠組の下で、連邦財政法律による授権に基づいてのみ、これを行うことができる。
- (2) 国民議会は、連邦財政法律において定められた支出の超過に対する同意

を、連邦財政法律により連邦財務大臣に対して授権することができる。当該授権は、超過が実質的に条件付けられており、かつ、数値で定められている又は算出できる場合に限り、これを行うことができる。さらに、次の各号の一に該当する場合には、連邦財務大臣の同意を得て連邦財政法律において定められた支出を超過することができる。

1. 法律上の義務に基づく場合
2. 既存の財政債務又は通貨交換契約に基づく場合
3. 連邦財政法律の施行時点において既に存在していた他の義務に基づく場合

本項の規定に基づく同意は、予見されていなかった必要性が生じた場合において、補填が確保され、かつ、第 51 条第 2 項及び第 6 項に従ってその都度拘束的に適用される会計年度ごとの上限が超過されない限りにおいて、付与することができる。連邦財務大臣は、成果志向の財政運営のために必要な場合に限り、第 2 号を除く本項の規定に基いて付与された、定められた支出の超過に対する同意のための授権を、所管の予算指導機関との合意の上で、関係官署の長に対して委譲することができる。

- (3) 連邦財務大臣は、第 2 項の規定に従って講じられた措置について、四半期ごとに連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会に対して報告しなければならない。

第 51d 条

- (1) 財政運営に対する国民議会の関与は、連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会が所掌する。当該委員会は特定の任務を常設小委員会に委任することができ、第 29 条第 1 項の規定に従って国民議会が連邦大統領により解散された場合には、財政運営への関与は当該常設小委員会が所掌する。連邦財政法律の事前審査を付託された国民議会の委員会及びその常設小委員会は、必要に応じて、国民議会の会期外（第

28条)においても招集されるものとする。細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

- (2) 第51b条第2項及び第51c条第3項に規定されたものに加えて必要とされるその他の報告は、特別の連邦法律の定めるところにより、連邦予算法律の事前審査を付託された国民議会の委員会に対して、これを行うものとする。

第52条

- (1) 国民議会及び連邦議会は、連邦政府の執務を検査する権限を有し、閣僚に対して執行に係る全ての事項について質問し、全ての関連する情報を要求し、及び執行の運営に関する要望を決議において表明する権限を有する。
- (1a) 国民議会及び連邦議会の所管の委員会は、第20条第2項の規定に従つて指示に拘束されない機関の長に対して委員会の会議への出席を求め、その執務に係る全ての事項について質問する権限を有する。
- (2) 第1項の規定に従つた調査権は、連邦政府及びその閣僚に加えて、連邦が基本資本金、基礎資本金又は自己資本金の少なくとも100分の50を出資し、かつ、会計検査院の検査に服する企業に対しても及ぶ。他の財政的措置その他の経済的措置又は組織的措置による企業の支配も、当該財政的出資と同等とみなされるものとする。当該規定は、本項が規定する要件を満たす、支配構造におけるあらゆる下位階層の企業についても適用する。
- (3) 国民議会議員及び連邦議会の全ての議員は、国民議会又は連邦議会の会議において、連邦政府の閣僚に対して短い口頭での質問を行う権限を有する。
- (3a) 次の各号に掲げる場合には、第1項から第3項までの規定に従つた情報提供の義務を負わない。

1. 情報源が知られることにより国家の安全又は人の安全が害されるおそれがある情報である場合
 2. 連邦政府又は個別の閣僚の適法な意思決定又はその直接的な準備が妨げられる場合
 3. 当該情報の機密保持が第三者の優越的かつ正当な利益を保護するため必要とされる場合
 4. 第 52a 条第 1 項の規定に従った措置に係る場合
- (4) 質問権に関する詳細な規定は、国民議会の議事規則に関する連邦法律及び連邦議会の議事規則により定める。

第 52a 条

- (1) 憲法上の設置機関及びその行動能力を保護するための措置並びに軍事的国土防衛を確保するための情報収集活動に係る措置に関する調査のために、国民議会の所管の委員会は、それぞれ一の常設小委員会を選出する。それぞれの常設小委員会には、国民議会の中央委員会の委員を割り当てられている政党に所属する議員が少なくとも 1 名は所属しなければならない。
- (2) 常設小委員会は、所管の連邦大臣に対して、全ての関連する情報及び関連する文書の閲覧を要求する権限を有する。ただし、当該内容が知られることにより国家の安全又は人の安全が害されるおそれがある情報及び書類、特に情報源に係るものについては、この限りではない。
- (3) 常設小委員会は、必要に応じて、国民議会の会期外においても開催することができる。
- (4) 細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

第 52b 条

- (1) 会計検査院の検査に服する連邦の会計処理に係る事項に関する特定の事

案の検査のために、第126条第2項の規定に従った委員会は、常設小委員会を選出する。

- (2) 細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

第53条

- (1) 国民議会は、議決により調査委員会を設置することができる。さらに、国民議會議員の4分の1による要求があった場合には、調査委員会を設置しなければならない。
- (2) 調査の対象は、連邦の執行の領域において既に完結した事案とする。当該事案には、連邦が、出資比率にかかわらず、経済的な出資権及び監督権を行使することとなる連邦機関による全ての活動が含まれる。判決に対する審査は、これを認めない。
- (3) 連邦、州、自治体及び自治体連合並びにその他の自治行政団体の機関は、全て、調査委員会に対して、その要求に基づき調査対象の範囲内の記録及び資料を提出しなければならず、調査委員会による調査対象に係る証拠調べに関する要請に応じなければならない。ただし、当該記録及び情報の提出により第52a条第2項の規定にいう情報源が害されるおそれがある場合には、この限りではない。
- (4) 第3項の規定に従った義務は、連邦政府又は個別の閣僚の適法な意思決定又はその直接的な準備が妨げられる場合には、適用されない。
- (5) 細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。当該連邦法律において、オンブズマンの関与並びに委員長代理及び委員長職務の執行に関する特別の規定を定めることができる。当該連邦法律は、調査委員会が強制措置を議決できる範囲及び強制措置に係る命令行為及び実施を要請できる範囲についても定めなければならない。

(【訳注】：第54条は1997年連邦官報第2号により廃止)

第 55 条

- (1) 国民議会は、国民議會議員の中から、比例代表の原則により中央委員会を選出する。
- (2) 中央委員会は、必要に応じて、国民議会の会期外（第 28 条）においても招集されるものとする。
- (3) 中央委員会は、この連邦憲法により定められた権限が属する常設小委員会を選出する。選出は、比例代表の原則により行われるが、当該原則を考慮するにあたっては、小委員会には国民議会の中央委員会の委員を割り当てられている政党に所属する議員が少なくとも 1 名は所属しなければならない。国民議会の議事規則に関する連邦法律は、常設小委員会が常に招集され、及び会議を開くことができるよう配慮しなければならない。第 29 条第 1 項の規定に従って国民議会が連邦大統領により解散された場合には、この連邦憲法により国民議会（中央委員会）の権限に属するとされる執行への関与は、常設小委員会が所掌する。
- (4) 連邦法律により、連邦政府又は連邦大臣の特定の一般的行為が中央委員会の同意を必要とする旨、及び連邦政府又は連邦大臣の側から中央委員会に対して報告するものとする旨を定めることができる。細則、特に同意が得られなかった場合については、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。
- (5) 所管の連邦大臣による命令であって、支障のない生産又は住民及び他の需要者への重要な経済的物資及び生活必需物資の供給を確保するための統制的措置に係るものについては、国民議会の中央委員会の同意を定めるものとするが、緊急を要する事態の場合及び当該命令の廃止については、特別の法律の規定を定めることができる。かかる命令に同意する中央委員会の議決は、全ての委員の半数以上の出席の下での投票総数の 3 分の 2 の多数によってのみ、これを行うことができる。

F. 国民議会議員及び連邦議会議員の地位

第56条

- (1) 国民議会議員及び連邦議会議員は、その職務の遂行に際して、いかなる委任にも拘束されない。
- (2) 連邦政府の閣僚又は国務次官が国民議会議員の議員職を放棄した場合には、当該職を離れた後に、第71条において規定する場合には行政の継続に係る委託の終了の後に、その者が選挙管理機関に対して8日以内に再び議員職に就くことを放棄する旨を表明しなかったとき限り、所管の選挙管理機関により再び議席が付与されるものとする。
- (3) 当該議席の再付与により、一時的に国民議会議員の議員職を離れていた議員の議席を有していた者の議員職は終了するが、後に繰り上げ当選した他の国民議会議員が、その就任の際に、同一選挙区の議員職について、当該議員職を一時的に国民議会議員の議員職を離れている議員の代理としてこれを行使したい旨の意思を選挙管理機関に対して宣言していた場合には、この限りではない。
- (4) 第2項及び第3項の規定は、連邦政府の閣僚又は国務次官が国民議会議員への選出を受けながらこれを受諾しなかった場合にも、これを適用する。

第57条

- (1) 国民議会議員は、いかなる場合においても、その職務の遂行に際して実施された表決を理由として責任を問われない。職務の際に行われた口頭又は書面による発言を理由とする責任については、国民議会のみがこれを問うことができるが、名誉毀損又は国民議会及び連邦議会の情報秩序に関する連邦法律による可罰的行為を理由とする公的訴追については、この限りではない。

- (2) 可罰的行為を理由とする国民議会議員の逮捕は、実行中の犯罪の現行犯人として逮捕される場合を除いては、国民議会の同意がある場合に限り、これを行うことができる。同様に、国民議会議員の住居の搜索は、国民議会議員の同意を必要とする。
- (3) 可罰的行為を理由とする国民議会議員に対するその他の公的訴追は、当該可罰的行為が明らかに当該議員の政治活動と関連がないと認められる場合に限り、国民議会の同意なくこれを行うことができる。ただし、当局は、当該議員又はこれらの事項を付託された常任委員会の委員の3分の1が要求した場合には、当該関連性の有無に関する国民議会の決定を経なければならない。当該要求があった場合には、全ての公的訴追の手続は、直ちに中止又は中断されるものとする。
- (4) 当該全ての場合において、訴追権限を有する当局からの該当する要請に対して国民議会が8週間以内に決定しなかったときには、国民議会の同意は与えられたものをみなされ、国民議会が適時に議決するために、議長は、当該要請を遅くとも当該期限の2日前に表決に付さなければならぬ。会期外の期間は、当該期限には算入されない。
- (5) 実行中の犯罪の現行犯人として逮捕された場合には、当局は、行われた逮捕について直ちに国民議会議長に対して通報しなければならない。国民議会又は会期外の期間においてこれらの事項を付託された常任委員会が要求した場合には、勾留から釈放され、又は一切の訴追を中止しなければならない。
- (6) 議員の不逮捕特権は、新たに選挙された国民議会が会議を開く日をもって終了するが、当該時点を越えて職務を継続する国民議会の機関については、当該職務が消滅した時点をもって終了する。
- (7) 細則は、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定める。

第58条

連邦議会議員は、その職務の全ての期間にわたり、当該議員を選出した州議会の議員の不逮捕特権を享受する。

第59条

国民議会、連邦議会又は欧州議会のいかなる議員も、同時に他のいずれかの代表機関に所属することはできない。

第59a条

- (1) 公務員が国民議会議員選挙に立候補する場合には、当該公務員に対して、立候補に必要な自由時間を保障するものとする。
- (2) 国民議会議員又は連邦議会議員である公務員は、その申請に基づき、議員職の遂行に必要な範囲において勤務を免除され、又は休職とされる。勤務を免除されている期間中は、俸給は、勤務関係において実際に提供された労務に相当する程度に応じて支払われるが、俸給の100分の75を上限とし、当該上限は、勤務の免除又は休職のいずれも利用されない場合においても適用される。休職とされた場合には、俸給の支払いの対象とならない。
- (3) 議員職の遂行を理由として公務員を従前の職場に配置することができない場合には、当該公務員は同等と合理的に認められる職務の担当を、本人の同意があるときには同等ではない職務の担当を、それぞれ請求する権利を有する。俸給は、公務員が実際に遂行した職務により定まる。

第59b条

- (1) 国民議会議員又は連邦議会議員に選挙された公務員の報酬の監督のために、議会事務局に委員会が設置される。委員会には、次の各号に掲げる者により構成される。

1. 国民議会の各議長がそれぞれ1名ずつ指名する代表者
2. 連邦議会議長が副議長の同意を得て指名する代表者2名
3. 州の代表者2名
4. 自治体の代表者2名
5. かつて裁判官の職にあった委員1名

第3号から第5号までの規定に従った委員は、連邦大統領により任命されるものとするが、その際に、連邦政府は、提案（第67条）するに当たり、第3号に規定する場合には州知事による共同提案に、第4号に規定する場合にはオーストリア自治体連合による提案及びオーストリア都市連合による提案に、それぞれ拘束される。第1号から第4号までの規定に従った委員会の委員は、かつて第19条第2項の規定にいう職務を遂行していたものでなければならない。営利目的で職業を遂行する者は、委員会の委員となることができない。委員会の委員の任期は、立法期とともに終了するが、新たな委員の指名又は任命の前には終了しない。

- (2) 委員会は、国民議会議員若しくは連邦議会議員である公務員の申立て又はその所属する官庁の申立てにより、第59a条の規定又はその実施に際して制定された法律の規定の執行において、当該公務員とその勤務する官庁との間に生じた意見の相違に関する見解を明らかにする。委員会は、また、第87条第2項の規定にいう裁判官と合議体又は委員会との間に生じた意見の相違及び国民議会議員又は連邦議会議員と国民議会議長との間に生じた意見の相違に関する見解も明らかにする。
- (3) 公務員である国民議会議員又は連邦議会議員は、第59a条の規定に従った勤務の免除又は休職についていかなる取扱いがなされるのか又はいかなる方法により自らが提供する労務が検査されるのかについて、毎年、委員会に対して報告しなければならない。委員会の調査については、第53条第3項の規定を準用する。委員会は、議事規則を制定する。委員会は、毎年、国民議会に対して、連邦議会議員が関係している限りにお

いて連邦議会に対して、報告書を提出しなければならず、当該報告書は公表されるものとする。

第3章

連邦の執行

A. 行政

1. 連邦大統領

第60条

- (1) 連邦大統領は、平等、直接、個人、自由及び秘密の選挙権に基づき、国民議会議員の選挙権を有する男女の連邦国民により選挙されるが、1名の候補者のみが選挙に立候補した場合には、選挙は信任投票の形式で実施する。第26条第5項から第7項までの規定は、これを準用するものとする。
- (2) 当選人は、有効投票総数の過半数を得た者とする。当該多数が得られなかった場合には、第2回投票が行われる。この場合においては、第1回投票において最多数を得た者及びこれに次ぐ者のいずれかに対してのみ、有効に投票することができる。
- (3) 連邦大統領に選出され得る者は、国民議会議員の被選挙権を有する者であって、かつ、投票日に35歳に達している者である。
- (4) 連邦大統領選挙の結果は、連邦首相により公式に公布されるものとする。
- (5) 連邦大統領の任期は、6年とする。直後の任期への再選は、1回に限り認められる。
- (6) 任期満了前に、連邦大統領を国民投票により罷免することができる。国

民投票は、連邦集会がこれを要求した場合に実施される。連邦集会は、国民議会が当該動議を議決した場合に、当該目的のために連邦首相により招集されるものとする。国民議会の議決は、総議員の半数以上の出席の下での投票総数の3分の2の多数を必要とする。国民議会の当該議決により、連邦大統領は、その職務を引き続き遂行することができなくなる。国民投票により罷免が否決された場合には、新たに選挙されたものとみなされ、国民議会は解散される（第29条第1項）。この場合にも、連邦大統領の通算した任期は、12年を越えてはならない。

第61条

- (1) 連邦大統領は、その職務活動の期間中は、一般代表機関に所属してはならず、他の職業を遂行してはならず、かつ、国民議会議員の被選挙権を有する者でなければならない。
- (2) 「連邦大統領」の称号は、語句を付加し、又は他の名称と関連付ける場合も含め、他のいかなる者もこれを用いてはならない。当該称号は、法律により保護される。

第62条

- (1) 連邦大統領は、その就任に際して、連邦集会の前で次の宣誓を行う。
「私は、共和国の憲法及び全ての法律を忠実に遵守し、知識と良心を尽くして自らの義務を遂行することを誓います。」
- (2) 宗教的な誓約を付加することは、認められる。

第63条

- (1) 連邦大統領に対する公的訴追は、連邦集会の同意がある場合に限り、認められる。
- (2) 連邦大統領に対する訴追の申立ては、所管の官庁により国民議会に対し

て提起されるものとし、国民議会は、連邦集会にこれを諮るか否かについて議決する。国民議会がこれに賛成した場合には、連邦首相は直ちに連邦集会を招集しなければならない。

第64条

- (1) 連邦大統領が職務を遂行できない場合には、その全ての職務は、まず、連邦首相に移管される。他の欧州連合加盟国における滞在は、職務を遂行できない事由とはみなされない。職務を遂行できない状態が20日を超えて継続する場合、又は連邦大統領が第60条第6項の規定に従ってその職務を引き続き遂行することができない場合には、国民議会議長、第二議長及び第三議長は、合議体として、連邦大統領の職務を遂行する。同様の規定は、連邦大統領の地位が恒常に空位となった場合にも適用する。
- (2) 第1項の規定により連邦大統領の職務の遂行を委任された合議体は、出席者の多数決により決定を行う。合議体の議長職は、国民議会議長がこれを所掌し、公的な代表についても同様とする。
- (3) 国民議会議長のうちの1名又は2名が職務を遂行できない場合、又はその地位が恒常に空席となっている場合には、合議体は、これらの者の関与がなくても議決することができ、これにより票が同数となった場合には、上位の議長の票がこれを決する。
- (4) 連邦大統領の地位が恒常に空位となった場合には、連邦政府は、直ちに新たな連邦大統領選挙を命じなければならず、合議体は、選挙が行われた後、連邦大統領の宣誓のために速やかに連邦集会を招集しなければならない。

第65条

- (1) 連邦大統領は、共和国を対外的に代表し、使節を接受及び信任し、外国

の領事官の任命を認証し、外国における共和国の領事官を任命し、条約を締結する。連邦大統領は、第 50 条の規定に該当しない条約又は第 16 条第 1 項の規定に従った条約であって、法律を改正又は補完するものではないものの締結に際して、当該条約が命令の制定により履行されるものとする旨を命ずることができる。

- (2) この連邦憲法の他の規定により委任された権限に加えて、さらに次の各号に掲げる権限が、連邦大統領に属する。
- a) 士官を含む連邦公務員及びその他の連邦の職務に就く者の任命並びにこれらの者に対する官職称号の付与
 - b) 職業称号の創設及び授与
 - c) 個別の事案において、裁判所により確定的な有罪判決を受けた者に対する赦免、裁判所により言い渡された刑罰の軽減又は変更、恩赦手続による法的効果の免除及び有罪判決の抹消、さらに職権により訴追される可罰的行為に係る刑事訴訟手続の中止
 - d) 両親の申請による、非嫡出子を嫡出子とする旨の宣言
- (3) 栄典の授与、特別の給付、手当及び恩給、任命権又は認証権並びにその他の人事に係る権限のうち、さらに連邦大統領の権限に属する範囲は、特別の法律により定める。

第 66 条

- (1) 連邦大統領は、自らに属する特定の類型の連邦公務員を任命する権限を所管の連邦政府の閣僚に委任することができ、当該閣僚が特定の類型の連邦公務員に係る当該権限を下級機関にさらに委任することを授權することができる。
- (2) 連邦大統領は、第 16 条第 1 項の規定及び第 50 項の規定のいずれにも該当しない特定の類型の条約の締結を連邦政府又は所管の連邦政府の閣僚に授權することができ、当該授權は、当該条約が命令の制定により履行

されるものとする旨の命令行為に係る権限にも及ぶ。

- (3) 連邦大統領は、第16条第1項の規定に従った条約であって、法律を改正又は補完するものではないものの締結について、州政府の提案に基づき、かつ、州知事の副署により、州政府に授権することができ、当該授権は、当該条約が命令の制定により履行されるものとする旨の命令行為に係る権限にも及ぶ。

第67条

- (1) 連邦大統領の全ての行為は、憲法に別段の定めがない限り、連邦政府又はその授権を受けた連邦大臣の提案に基づき行われる。連邦政府又は所管の連邦大臣自身がその際に他の機関の提案に拘束される範囲は、法律により定める。
- (2) 連邦大統領の全ての行為は、憲法法律に別段の定めがない限り、その効力が生ずるためにには連邦首相又は所管の連邦大臣の副署を必要とする。

第67a条

- (1) 連邦大統領の職務手続の補佐のために、連邦大統領の指揮下に大統領府が設置される。大統領府の事務手続に関する詳細は、連邦大統領により制定される事務規則により定めることができる。
- (2) 第67条の規定は、大統領府の事務規則の制定、大統領府職員の任命及び当該職員に対する官職称号の付与並びに当該職員に対する勤務管理権の行使に係る連邦大統領の行為には適用されない。
- (3) 第22a条第1項及び第2項の規定に従って連邦大統領の活動領域に属する情報に係る事項については、大統領府が所管する。

第68条

- (1) 連邦大統領は、その職務の遂行について、第142条の規定に従って連邦

集会に対して責任を負う。

- (2) 当該責任を追及するために、連邦集会は、国民議会又は連邦議会の議決に基づき、連邦首相により招集されるものとする。
- (3) 第 142 条の規定にいう訴えを提起する議決には、これら二つの代表機関それぞれの総議員の過半数の出席の下での投票総数の 3 分の 2 の多数を必要とする。
- (4) 第 141 条第 1 項 d 号の規定に従った手続については、第 2 項及び第 3 項の規定を準用するものとする。

2. 連邦政府

第 69 条

- (1) 連邦の最上位の行政活動は、それが連邦大統領に委譲されていない限りにおいて、連邦首相、副首相及びその他の連邦大臣に委任される。これらの者は、連帶して、連邦首相を首長とする連邦政府を組織する。
- (2) 副首相は、その活動領域全体にわたって連邦首相の代理を担う。連邦首相と副首相が同時に職務を遂行できない場合には、連邦首相は、職務を遂行できる連邦政府の閣僚のうち、最も在職期間が長い者により、在職期間が同一の際には最も年長の者により、代理される。
- (3) 連邦政府は、全会一致により閣議決定を行う。持ち回りによる閣議決定は、認められる。連邦政府が閣僚の出席の下で閣議を開催する場合には、閣僚の過半数が出席しているときに限り、閣議決定を行うことができる。

第 70 条

- (1) 連邦首相及びその提案に基づくその他の連邦政府の閣僚は、連邦大統領により任命される。連邦首相又は連邦政府全体の解任には、提案は必要とされず、個別の連邦政府の閣僚の解任は、連邦首相の提案に基づき行

われる。連邦首相又は連邦政府全体の任命に係る場合には、新たに任命された連邦首相がこれに副署するが、解任には副署を要しない。

- (2) 連邦政府の閣僚は、国民議会議員である必要はないが、国民議会議員の被選挙権を有する者でなければならない。
- (3) 国民議会の会期外の期間に連邦大統領により新たな連邦政府が任命される場合には、新たな連邦政府の提示のために、国民議会が1週間以内に会議を開くことができるよう臨時会（第28条第2項）を召集しなければならない。

第71条

連邦政府が辞職する場合には、連邦大統領は、新たな連邦政府が組織されるまでの間においては、辞職する連邦政府の閣僚に行政の継続を委任し、かつ、そのうちの1名に暫定連邦政府の首長を委任しなければならない。行政の継続を、辞職する連邦大臣の下に配属された国務次官又は当該連邦省の上級公務員に委任することもできる。当該規定は、連邦政府の個別の閣僚が辞職する場合について準用する。行政の継続を委任された者は、連邦大臣と同等の責任（第76条）を負う。

第72条

- (1) 連邦政府の閣僚は、その就任に先立ち、連邦大統領により宣誓を求められる。宗教的な誓約を付加することは、認められる。
- (2) 連邦首相、副首相及びその他の連邦大臣の任命証書は、連邦大統領により宣誓の日に作成され、新たに任命された連邦首相により副署される。
- (3) 前項までの規定は、第71条に規定する場合について準用するものとする。

第 73 条

- (1) 連邦大臣が一時的に職務を遂行することができない場合には、当該連邦大臣は、他の連邦大臣との合意の上で、合意した連邦大臣、職務を遂行することができない連邦大臣の下に配属された国務次官又は当該連邦省の上級公務員に代理を委託することができ、当該代理の委託については、連邦大統領及び連邦首相に報告するものとする。他の欧州連合加盟国における滞在は、職務を遂行することができない事由とはみなされない。連邦大臣が第 1 文の規定にいう代理の委託を行うことができない場合には、連邦首相は、副首相との合意の上で、他の連邦大臣、職務を遂行することができない連邦大臣の下に配属された国務次官又は当該連邦省の上級公務員に代理を委託するものとし、当該代理の委託については、連邦大統領に報告するものとする。連邦大臣の代理は、連邦大臣と同等の責任（第 76 条）を負う。
- (2) 所管の連邦大臣は、欧州連合理事会の会議に出席し、その枠組みの下で特定の計画について交渉を行い、及び表決をする権限を、他の連邦大臣又は国務次官に委譲することができる。
- (3) 他の欧州連合加盟国に滞在している連邦政府の閣僚は、国民議会又は連邦議会における自らの案件を、当該連邦大臣の下に配属された国務次官又は他の連邦大臣に処理させることができる。代理されていない連邦政府の閣僚は、連邦政府における自己の表決権を他の連邦大臣に委譲することができるが、その責任は当該委譲により影響を受けない。表決権は、既に他の連邦政府の閣僚の代理を委託されておらず、かつ、既に他の表決権を委譲されていない連邦政府の閣僚にのみ委譲することができる。

第 74 条

- (1) 国民議会が、連邦政府又は個別の閣僚に対して明示的な決議により信任を拒否した場合には、連邦政府又は当該連邦大臣は、罷免されるものと

する。

- (2) 信任を拒否する国民議会の議決には、国民議会の総議員の半数の出席を必要とする。ただし、国民議会の議事規則に関する連邦法律により定められた数の議員が要求する場合には、採決は、翌々平日まで延期されるものとする。再度の採決の延期は、国民議会の議決によってのみ行うことができる。
- (3) 第70条第1項の規定により連邦大統領に属する他の権限を妨げることなく、連邦政府又は個別の閣僚は、法律により定められた場合又は自らの意思に基づき、連邦大統領により解任される。

第75条

連邦政府の閣僚及び国務次官は、国民議会、連邦議会、連邦集会及びこれらの代表機関の委員会（小委員会）の全ての審議に出席する権利を有するが、国民議会の中央委員会の常設小委員会及び調査委員会の審議には、特別の招請がある場合に限り出席することができる。連邦政府の閣僚又は国務次官は、国民議会の議事規則に関する連邦法律及び連邦議会の議事規則の細則により、要求に基づき、その都度、発言の機会を与えられる権利を有する。国民議会、連邦議会、連邦集会及びその委員会（小委員会）は、連邦政府の閣僚の出席を要求し、これらの者に調査の開始を要請することができる。

第76条

- (1) 連邦政府の閣僚（第69条及び第71条）は、第142条の規定に従って国民議会に対して責任を負う。
- (2) 第142条の規定に従って訴えを提起する議決には、総議員の過半数の出席を必要とする。

第 77 条

- (1) 連邦行政の事務の処理は、連邦省及びその指揮権限下に置かれた部局がこれを担う。
- (2) 連邦省の数、その活動領域及びその組織は、連邦法律により定める。
- (3) 連邦首相府は連邦首相が管掌し、他の連邦省はそれぞれ各連邦大臣が管掌する。連邦大統領は、連邦首相府の活動領域に属する特定の事項に関して、とりわけ人事行政及び組織に係る任務を含めて、当該事項が引き続き連邦首相府に属することを妨げることなく、その実質的な管掌を個別の連邦大臣に委任することができ、当該連邦大臣は、これらの事項について、所管の連邦大臣の地位を有する。
- (4) 連邦首相及びその他の連邦大臣は、例外的に二つの目の連邦省を管掌することができる。

第 78 条

- (1) 特別の場合には、同時に連邦省の管掌を伴わずに、連邦大臣を任命することができる。
- (2) 連邦大臣は、執務の支援及び議会における代理の支援のために国務次官を配属することができ、国務次官は、連邦大臣と同一の要件及び同様の方法により、任命され、かつ、辞職する。連邦首相は、国民議会及び連邦議会における自らの案件を、連邦省を掌理する副首相との合意の上で、副首相の下に配属された国務次官に処理させることができる。連邦省を掌理する副首相は、国民議会及び連邦議会における自らの案件を、連邦首相との合意の上で、連邦首相の下に配属された国務次官に処理させることができる。
- (3) 連邦大臣は、国務次官の同意を得て、特定の任務の処理を委任することができる。国務次官は、当該任務の遂行に際しても、連邦大臣の指揮権限下に置かれ、その指示に拘束される。

3. 連邦の公安官庁

第78a条

- (1) 最上級の公安官庁は、連邦内務大臣である。連邦内務大臣の下に州警察局が、さらに、その下に郡行政官庁が、それぞれ公安官庁として置かるる。
- (2) 人の生命、健康、自由又は財産に対して現に危険が生じている場合又は当該危険が差し迫っている場合には、公安官庁は、危険の防止のため他の官庁の所管にもかかわらず、それぞれの所管の官庁が介入するまでの間においては、初動の一般的救助を行う権限を有する。
- (3) 自治体の機関が公安官庁として介入しなければならない範囲は、連邦法律により定める。

第78b条

- (1) 各州には、州警察局が設置される。州警察局の長は、州警察局長である。ウィーン州警察局の州警察局長は、「州警察長官」という職名を称する。
- (2) 連邦内務大臣は、州知事との合意の上で、州警察局長を任命する。
- (3) 連邦内務大臣は、国の政策上重要な指示又は国土全域の公共の平穏、秩序及び安全の維持のために重要な指示であって、州警察局長に発するものは、全て州知事に対して通知しなければならない。

第78c条

自治体の領域において州警察本部が同時に第一審の公安官庁とされる範囲は、連邦法律により定める。ウィーンにおいては、州警察本部が同時に第一審の公安官庁でもある。

第 78d 条

- (1) 警備団は、武装若しくは制服を着用し、又はそれ以外に軍隊の様式により編成された部隊であり、警察的性質の任務を付与されたものをいう。ただし、農林業（原野保護、耕牧地保護及び森林保護）、鉱業、狩猟、漁業又はその他の水利権といった国土資源の個別の分野の保護のために置かれた警備要員並びに市場監視及び消防に係る機関は、警備団には含まれない。
- (2) 州警察局が同時に第一審の公安官庁でもある自治体の領域においては、他の地域団体は、警備団を設置してはならない。

4. 連邦軍

第 79 条

- (1) 連邦軍は、軍事的国土防衛を所掌する。連邦軍は、民兵制度の原則により設けられるものとする。
- (2) 連邦軍は、適法な文民の統治権により関与を求められた範囲内において、さらに次の各号に掲げる事項を行う。
 1. 軍事的国土防衛の領域を超えるもののうち、次に掲げる事項
 - a) 憲法上の機関及びその活動能力並びに住民の民主的自由の保護
 - b) 国内一般の秩序及び安全の維持
 2. 通常の規模を超えた自然災害及び事故の際の救助
- (3) その他の連邦軍の任務は、連邦憲法法律により定める。
- (4) 第2項の規定に掲げる目的のための連邦軍の関与を直接に求めができる官庁及び機関の範囲は、防衛法律により定める。
- (5) 第2項の規定に掲げる目的のための自律的な軍事介入は、所管の官庁が不可抗力により軍事介入を要請することができない状態にある場合であって、さらに待機することにより、一般公衆に対する償うことができ

ない損害が生ずるおそれがあるとき、又は連邦軍の部隊に対して向けられた実力による攻撃の排除又は暴力的抵抗の除去である場合に限り、認められる。

第80条

- (1) 連邦軍の統帥権は、連邦大統領が行使する。
- (2) 防衛法律により連邦大統領が軍を指揮しない限りにおいて、指揮権は、連邦政府により与えられた授権の範囲内において、所管の連邦大臣の権限に属する。
- (3) 連邦軍に対する命令権は、所管の連邦大臣（第76条第1項）が行使する。

第81条

軍の補充、糧食、宿営及びその他の必要物資の提供に対して州が関与する範囲は、連邦法律により定める。

（【訳注】：第81a条及び第81b条は2017年連邦官報第I部第138号により廃止）

5. 大学

第81c条

- (1) 公立大学は、自由な学術研究、教育及び芸術展開の場である。大学は、法律の枠組みの下で自律的に活動し、規則を制定することができる。大学の合議制機関の構成員は、指示に拘束されない。
- (2) 連邦法律により、オーストリア国籍を有しない者による大学における活動並びに大学の機関及び学生代表機関への関与が許される旨を定めることができる。

B. 通常裁判権

第 82 条

- (1) 通常裁判権は、連邦に由来する。
- (2) 判決及び決定は、共和国の名において、言い渡され、作成される。

第 83 条

- (1) 通常裁判所の組織及び管轄は、連邦法律により定める。地方裁判所の管轄区域は、連邦政府の命令により定めるものとする。
- (2) 何人も、法定の裁判官を奪われない。

(注：第3項は1968年連邦官報第73号第I条第1号により廃止)

第 84 条

軍事裁判権は、戦時を除き、これを廃止する。

第 85 条

死刑は、これを廃止する。

第 86 条

- (1) 裁判官は、この連邦憲法に別段の定めがない限り、連邦政府の申立てに従って連邦大統領により、又はその授権に基づき所管の連邦大臣により任命されるが、連邦政府又は連邦大臣は、連邦法律により当該目的のために招集された合議体から、任命候補者の提案を徵取しなければならない。
- (2) 管轄の連邦大臣に提出され、かつ、当該大臣により連邦政府に対して回付される任命候補者の提案は、十分な人数の候補者がいる場合には、少なくとも3名、ただし、2以上の職位を補充する必要がある場合には、

任命される裁判官の人数の少なくとも倍の人数の候補者を含まなければならぬ。

第87条

- (1) 裁判官は、その裁判官の職務を独立して遂行する。
- (2) 裁判官は、法律及び事務配分により自らに属する全ての裁判官の事務の処理に際して、法律の規定により法廷又は委員会により行われるものとされていない司法行政の案件を除き、その裁判官の職務を遂行しているものとみなされる。
- (3) 事務は、通常裁判所裁判官に対して、連邦法律により定められた期間について事前に配分されるものとする。当該事務配分により裁判官に割り当てられた案件は、当該裁判官が職務を遂行することができない場合又はその任務量により適切な期間内にこれを行うことができない場合に限り、連邦法律により当該目的のために招集された法廷による措置によってのみ、当該裁判官から免除することができる。

第87a条

- (1) 連邦法律により、第一審の裁判に係る事務のうち、個別かつ具体的に示された事務の類型の処理を、特別に養成された裁判官ではない連邦職員に委任することができる。
- (2) ただし、事務配分により権限を有する裁判官は、いつでも当該事務を行うことを自らに留保し、又は自ら行うことができる。
- (3) 第1項の規定に係る事務の処理に際して、裁判官ではない連邦職員は、事務配分により権限を有する裁判官の指示にのみ拘束される。第20条第1項第3文の規定は、これを適用するものとする。

第 88 条

- (1) 連邦法律により、裁判官がその年齢に達することにより定年退職することとなる年齢上限を定める。
- (2) その他、裁判官は、法律により定められた場合及び形式において、かつ、裁判官による正式な決定に基づく場合に限り、免職され、又はその意に反して他の職位に配置換え若しくは退職させられる。ただし、当該規定は、裁判所の組織の変更により必要となる配置換え及び退職には適用されない。当該場合には、通常定められた形式的要件を満たすことなく裁判官を配置換え及び退職させることができる期間を、法律により定める。
- (3) 一時的な裁判官の職務の停止は、裁判所長、裁判所長官又は上級の裁判所の措置によってのみ、かつ、同時に管轄の通常裁判所への案件を送付する場合に限り、これを行うことができる。

第 88a 条

連邦法律により、上級の通常裁判所に管区裁判官の職位を設ける旨を定めることができる。管区裁判官の職位の数は、下級の通常裁判所における裁判官の職位の数の 100 分の 3 を超えてはならない。下級の通常裁判所及び必要に応じて当該上級の通常裁判所における管区裁判官の配置は、連邦法律により当該目的のために招集された上級の通常裁判所の合議体により決定される。管区裁判官は、下級の通常裁判所又は当該上級の通常裁判所裁判官が職務を遂行することができない場合又はその任務量により適切な期間内にこれを行うことができない場合に限り、その代理を委任されることができる。

第 89 条

- (1) 適法に公布された命令、法律（条約）の再公示に係る公布並びに法律及び条約の有効性の審査は、以下の各項において別段の定めがない限り、

通常裁判所の権限には属しない。

- (2) 通常裁判所が、命令について法律違反を理由として、法律（条約）の再公示に係る公布について法律違反を理由として、法律について憲法違反を理由として、又は条約について違法性を理由として、それぞれの適用に疑義を有する場合には、当該裁判所は、憲法裁判所に対して当該法規の廃止を求める申立てを行わなければならない。
- (3) 通常裁判所により適用されるべき法規が既に失効している場合には、通常裁判所による憲法裁判所に対する申立ては、当該法規が法律違反、憲法違反又は違法であった旨の裁判を求めるものでなければならない。
- (4) 第2項又は第3項の規定に従った申立てが通常裁判所に係属中の手続に対して与える影響については、連邦法律により定めるものとする。

第90条

- (1) 判決をする裁判所における民事事件及び刑事事件に係る審理は、口頭で行われ、かつ、公開される。例外は、法律により定める。
- (2) 刑事手続においては、起訴主義が適用される。

第90a条

検察官は、通常裁判権の機関である。裁判により刑罰を科され得る行為に係る手続において、検察官は、捜査機能及び起訴機能を担う。検察官の上位機関の指示への拘束に関する詳細な規定は、連邦法律により定める。

第91条

- (1) 国民は、裁判に関与しなければならない。
- (2) 法律により定めるべき重い刑罰を科され得る犯罪並びに全ての政治的犯罪又は政治的軽犯罪については、陪審員が被告人の罪責を決定する。

(3) その他の可罰的行為に係る刑事手続において、科される刑罰が法律により定める基準を超える場合には、参審員が裁判に関与する。

第 92 条

(1) 民事事件及び刑事事件における最上級審は、最高裁判所が管轄する。

(2) 連邦政府の閣僚、州政府の閣僚、一般代表機関の議員又は欧州議会議員は、最高裁判所に所属することはできず、特定の立法期又は任期で選挙された一般代表機関の議員又は欧州議会議員は、途中で辞職した場合であっても、兼職禁止は立法期又は任期が満了するまでは継続する。最高裁判所長官又は副長官には、過去 5 年間にこれらのうちのいずれかの職務を遂行していた者を任命することはできない。

第 93 条

裁判上の可罰的行為に係る恩赦は、連邦法律により与えられる。

第 94 条

(1) 司法は、全ての審級において行政から分離される。

(2) 連邦法律又は州法律により、個別の事項について、行政裁判所に対する不服申立ての提起に代えて、行政官庁から通常裁判所への審級手続を定めることができる。連邦官庁により直接に処理されない連邦の執行事項並びに第 11 条、第 12 条、第 14 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14a 条第 3 項及び第 4 項に規定する事項について、第 1 文の規定に従った連邦法律は、州の同意がある場合に限り、公布することができる。第 1 文の規定に従った州法律については、第 97 条第 2 項の規定を準用する。